

令和4年12月 加茂市長定例記者会見

R4. 12. 7 (水) 10:00

1 オミクロン株に対応した新型コロナワイルスワクチン接種について

オミクロン株に対応した新型コロナワイルスワクチンの接種について、高齢者施設の入所者及び従事者への接種を12月3日から開始いたしました。

また、かかりつけ医などで行う個別接種については、11月21日より予約を開始しています。接種開始日は12月1日以降で、協力いただける各医療機関が設定した日から順次開始いたします。

接種券が届いた方から予約できますが、個別接種を希望する65歳以上の方で5回目の接種の方は、集団接種の予約が入っていますので、コールセンターへ電話するかインターネット、健康福祉課の窓口で集団接種の予約を取り消す必要があります。個別接種はインターネット、健康福祉課の窓口での予約はできませんのでご注意ください。

また、生後6ヶ月から4歳の子どもの接種を12月6日より、希望者を対象に市内小児科2医院で個別接種のみで実施しています。

乳幼児への接種については、本人の同意を得ることが難しいため、保護者への十分な説明と他ワクチンの接種状況の確認、安全確保のための人員の確保などが必要なため、個別接種を行う小児科医へ協力金をお支払いいたします。

協力金は三条市、燕市、加茂市の3医師会から要望を受け、3市において協議し、接種1回につき1,650円に統一されています。

なお、財源につきましては、国の新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業補助金を活用いたします。

2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金として、1世帯あたり5万円を支給いたします。

支給対象世帯は、令和4年9月30日において、住民基本台帳に記録されており、同一の世帯に属する方全員が地方税の規定による令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和4年度分の住民税非課税である世帯と同様の事情あると認められた世帯で、約2,900世帯への支給を見込んでいます。

なお、1人暮らしの学生など住民税が課税されている方の扶養親族等で構成される場合は対象外となります。

住民税非課税世帯の方には、11月29日に確認書を発送しましたので、必要事項を記入の上、返送いただくようお願ひいたします。

家計急変世帯の方は申請が必要ですので、市のホームページまたは健康福祉課の窓口で配布している申請書により申請してください。

受付後、振込口座が確認でき次第、12月15日から順次支給を開始いたします。

3 加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の在り方について

加茂市教育委員会の諮問機関であります「加茂市立小中学校適正規模等検討委員会」では、令和3年8月の発足以降、将来の望ましい教育環境や目指すべき基本的な方向性について議論を重ねてきました。

この度、同委員会が「加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の

在り方 答申」をとりまとめ、去る 11 月 10 日に新潟大学大学院特任教授の遠藤英和（えんどう ひでかず）会長より加茂市教育委員会山川教育長に答申をいただきました。

答申の詳細については、市のホームページのほか、図書館でもご覧になります。

答申は 5 つの章で構成され、現状と課題として、少子化に伴う児童生徒数の減少、学級数の減少、複式学級の増加、配当教職員の減少、更には校舎の老朽化や耐震化の遅れが問題視されています。

このような状況の中で、望ましい学校規模を小学校は 12 学級から 18 学級、各学年になると 2 学級から 3 学級、中学校は 9 学級から 18 学級、各学年になると 3 学級から 6 学級、としています。

これは、全学年でクラス替えが可能になり、子どもたちが新たな出会いや多様な考えに接し、豊かな人間関係を育む環境を整え、特に中学校では全教科に免許を所有する教員、更に主要 5 教科には複数の教員を配置できるものです。

適正配置は、片道で小学校が概ね 4 キロメートル以内、中学校が 6 キロメートル以内という国の基準を踏まえつつ、スクールバスを活用するなど児童生徒の負担を軽減するものとしています。

また、校舎の新築を含めた教育環境の整備などが付帯意見として加えられています。

今後はこの答申を踏まえ、加茂市教育委員会と加茂市が一体となって教育環境の整備に取り組んでいきます。

4 国道 403 号三条北バイパスの一部開通式について

新潟県が整備を進めている国道 403 号三条北バイパスにおいて、加茂市大字下条地内の加茂市道 下条矢立境線から、三条市下保内地内の三条市

道 新田川線までの 1.56 キロメートルの区間が、令和 4 年 12 月 10 日 土曜日の午後 2 時に開通いたします。

開通に先立ち、同日午前 10 時から加茂市主催による開通式を執り行います。開通式では、加茂市産業センターホールにおける式典、開通予定場所でのテープカット、通り初めを予定しています。

5 各種原油価格等高騰対策事業補助金について

「加茂市原油価格等高騰対策事業補助金」の第 2 弹の申請受付を開始しております。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格等の高騰の影響を受ける市内中小企業者等の皆さまを引き続き支援するため、負担した燃料費等の高騰分に対して補助いたします。

補助対象となる経費は、ガソリン、灯油、オートガスなどの燃料費と、電気料金及びガス料金です。補助対象期間は令和 4 年 7 月から 9 月までの 3 か月間とし、前年同時期からの高騰分の 10 分の 10 の額を補助します。なお、下限金額は設けず、上限金額を 100 万円としています。

申請期限は 12 月 23 日までですので、詳細な算出方法やご不明な点、ご相談がありましたら、商工観光課へお問い合わせいただくほか、市のホームページでご確認ください。

同様に、「加茂市障害福祉事業原油価格等高騰対策事業補助金」及び、「加茂市介護事業原油価格等高騰対策事業補助金」の申請受付を開始しています。いずれも上限金額は 100 万円で、申請期限は 12 月 23 日までとなっています。申請書などは市のホームページからダウンロードできます。ご不明な点などがありましたら、障害福祉事業は健康福祉課、介護事業は介護・看護支援センターにお問い合わせください。

6 加茂市消防出初式について

加茂市消防出初式を、令和5年1月8日 日曜日 午前10時から加茂市民体育館において実施いたします。

当日は、式典を行ったのち駅前に移動し、午前11時10分から消防パレードを実施します。その後、午前11時40分から、放水訓練を加茂川右岸河川敷、諏訪橋から栄橋の間で実施いたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計に急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

給付金の支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から30日以内を目安に支給します

支給対象と申請の方法

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯（家計急変世帯）

市から確認書が届きます。
内容を確認し返送してください。
※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年12月1日（木）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象見込となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**加茂市に返送**してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②支給要件に該当する（除外要件に該当しない）世帯であること



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に加茂市の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変（収入が減少）し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの間の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（住民税非課税となる年間給与収入の目安）⇒ 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00～20:00 (12/29～1/3を除く)

加茂市健康福祉課

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」窓口

0256-52-0080 内線171・173

受付時間 平日8:30～17:15

令和4年11月10日

加茂市教育委員会

教育長　山川雅巳様

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

会長　遠藤英和

加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の在り方について（答申）

令和3年8月5日付教庶第144号で諮問のありました事項について、加茂市立小中学校適正規模等検討委員会において審議しましたので、別紙のとおり答申します。

加茂市立小中学校における適正規模・適正配置の在り方 答申 【概要】

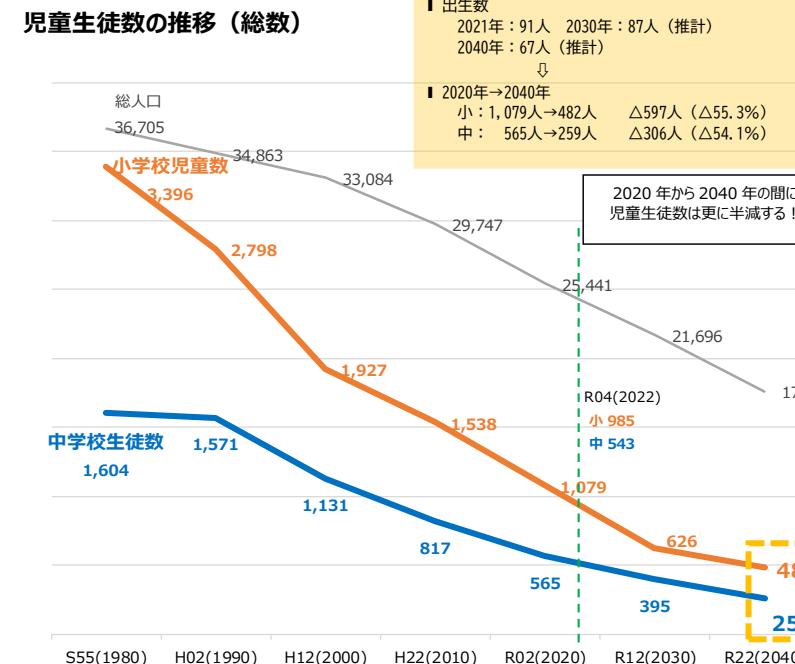
2022年11月10日 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

1 加茂市の小中学校をめぐる現状と課題

少子化に伴う児童生徒数の減少

(令和2(2020)年→令和22(2040)年)

- 小学生：1,079人 → 482人 **△55.3%**
- 中学生：565人 → 259人 **△54.1%**



学級数の減少

- 既にクラス替えが無い小中学校が多く、今後、更に学級数が減少する。

複式学級の発生

- 七谷小：計算上、既に複式学級が発生しており、令和9（2027）年度には全学年が複式学級の対象。
- 須田小：令和10（2028）年度以降、複式学級が発生。
- 七谷中：令和14（2032）年度以降、複式学級が発生。
- 須田中：令和16（2034）年度以降、複式学級が発生。

配当教職員の減少

- 中学校：全教科免許所有教員の配置ができるない学校があり、今後も教職員の負担が大きい。

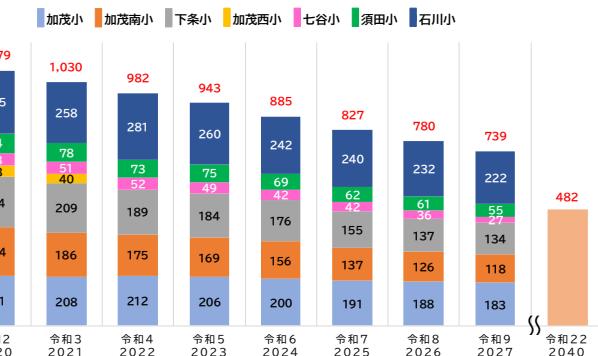
部活動数の減少

- 生徒が選択できる種類が少ない。
- チーム編成が困難となりやすい。
- 指導できる専門性のある教職員が減少している。

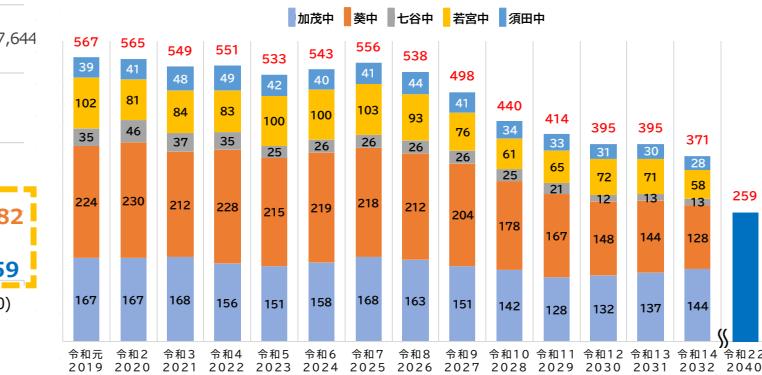
施設の老朽化

- 築40年以上の建物が全体の61%、築50年以上の建物は26%であり、経年劣化が進んでいる。
- 全体育館の耐震補強が完了、校舎の耐震補強工事を進めているもの、耐震化率69.7%（R4.11現在）は全国最低レベル。

小学校別 児童数の推移



中学校別 生徒数の推移



2 加茂市の目指す教育 ~加茂市学校教育の重点(抜粋)~

自ら考え 心豊かで たくましく生きるふるさと加茂を愛する子ども

目指す子どもの姿に迫る四つの柱

- ▶ 確かな学力 … 知識・技能 思考力・判断力・表現力等
学びに向かう力・人間性等
- ▶ 豊かな心 … 思いやり 生命尊重 感受性 自己理解 向上心
- ▶ 健やかな身体… 健康・体力維持 粘り強さ 挑戦する態度
- ▶ ふるさと加茂を愛する人材の育成 … 郷土愛 将来の夢 自分の役割

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	標準規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小 1~5 中 1~2	小 6~11 中 3~11	12~18	19~30	31~
〈参考〉令和3年度	西小 七谷小	南小 須田小 加茂小 下条小	七谷中 若宮中 須田中 加茂中 美中	石川小	
〈参考〉令和9年度試算	七谷小 (R14~七谷中) (R16~須田中)	南小 須田小 加茂小 下条小 石川小	七谷中 若宮中 須田中 加茂中 美中		

*「過小規模校」欄の()書きの須田小、七谷中、須田中の記載は、学区別出生数により別に試算したもの。

3 加茂市における望ましい教育環境に関する基本的な考え方

小中学校の適正規模・適正配置

□ 複数学級の確保

- ▶ 多様な価値観に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する環境
- ▶ コミュニケーション能力や環境の変化に柔軟に対応する能力の向上

□ 集団での教育活動等の充実

- ▶ 集団や社会の一員としての役割を自覚
- ▶ 望ましい人間関係を築き自己を生かす能力の向上
- ▶ 集団として意見をまとめていく能力の向上



□ 教員の人数の確保と質の向上

- ▶ 経験年数、専門性等バランスがとれた教員配置及び指導体制の構築
- ▶ 様々な課題に対する組織的な対応
- ▶ 子どもたちの良さを多面的に評価
- ▶ 部活動指導者の確保



● 望ましい学校規模

小学校 12~18 学級（各学年2~3学級）

中学校 9~18 学級（各学年3~6学級）

■ 小学校

- ▶ 全学年でクラス替えが可能

■ 中学校

- ▶ 全学年でクラス替えが可能

- ▶ 全教科に免許所有の教員（主要5教科（国語・数学・理科・社会・外国語）に複数の教員）を配置

- ▶ 充実した集団教育活動等の運営が可能

● 小中学校の適正配置

〔原則〕

通学距離（片道）：小学校 概ね4km以内

中学校 概ね6km以内

通学時間（片道）：小・中学校とも概ね1時間以内

- ▶ 国の基準を踏まえつつ、地理的状況や冬期の気象状況等を考慮し、子どもたちの負担を軽減
- ▶ スクールバスの活用



4 加茂市における望ましい教育環境の実現に向けた方策

Ⅰ 適正規模を実現するための検討

□ 通学区域の見直し

- ▶ 児童生徒数が減少している状況では有効性が問われる。

- ▶ 地域コミュニティが分断する可能性がある。

□ 教育課程特例校等の導入

- ▶ 学校が特性を持つことは適正化の手法となるが「持続可能性」が課題となる。

□ 学校の統合

- ▶ 児童生徒数が減少している状況では学校を統合して集約することが適正化を図る手法となる。

- ▶ 地域の実情に配慮する必要がある。

Ⅱ 適正規模・適正配置の進め方

1 小規模中学校の課題を解消

- ▶ クラス替えを可能

- ▶ 全教科に免許所有の教員（主要5教科（国語・数学・理科・社会・外国語）に複数の教員）を配置

2 小学校における複式学級の課題解消と小規模小学校の課題解消



Ⅲ 適正規模・適正配置を実現するに当たり考慮すること

□ 地域との協働

- ▶ 地域と一緒にした学校教育の充実、地域から見える学校づくり
- ▶ 地域の実情に配慮・地域の合意

□ 子どもの教育環境・通学の安全

- ▶ 校舎・給食調理場の老朽化を改善（新築・改築・大規模改修）
- ▶ 地域との連携、スクールバスの運行、公共交通機関との連携

5 加茂市における望ましい教育環境の実現を進めるに当たって【付帯意見】

Ⅰ 学びの環境整備

□ 積極的なICTの活用・インクルーシブ教育に対応した仕組みづくり

□ 適正規模となても小規模校の良さを生かす体制づくり



Ⅱ 地域との連携・ふるさとを愛する教育活動の展開

□ コミュニティ・スクールの導入

□ 加茂市を教材とした「ふるさと愛」を育む教育課程の編成

Ⅲ 部活動の在り方

□ 複数校による合同活動・外部指導者の導入・総合型地域スポーツクラブへの移行

Ⅳ 校舎等の新築・改築・大規模改修

□ 他施設との複合化による子育ての拠点・ICT教育に対応 → 通いたい通わせたい学校

□ 食物アレルギーに対応した給食調理場

Ⅴ 防災の拠点

□ 平時から災害避難所としての備え・大規模防災センターの役割を担う新校舎

Ⅵ 統合後の学校施設の活用

□ 地域との協議による有効な活用方法

加茂市立小中学校における 適正規模・適正配置の在り方

答 申

2022年11月10日

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

目 次

■ はじめに	2
第1章 加茂市の中学校をめぐる現状と課題.....	3
1-1 加茂市の人口と将来推計	3
1-2 児童生徒数の今後の見込み	4
1-3 学校規模の現状と今後の見込み	7
1-4 学校規模による課題	10
1-5 学校施設の現状と課題	13
1-6 中学校における部活動の現状と課題.....	16
第2章 加茂市の目指す教育～加茂市学校教育の重点（抜粋）～	17
第3章 加茂市における望ましい教育環境に関する基本的な考え方.....	18
3-1 小中学校の適正規模等の検討に当たって.....	18
3-2 小中学校の適正規模の考え方	18
3-3 小中学校の適正配置の考え方	20
第4章 加茂市における望ましい教育環境の実現に向けた方策.....	21
4-1 小中学校の適正規模・適正配置を実現するための方策.....	21
第5章 加茂市における望ましい教育環境の実現を進めるに当たって【付帯意見】	23
5-1 今後の学校教育に必要なこと	23
5-2 学校施設整備に向けて	23
■ 資料編	25
資料1 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱	26
資料2 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿	28
資料3 質問書（写）	29
資料4 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会 開催経過・審議内容	30
資料5 小中学校配置図	31
資料6 令和4年度 教職員配当基準（新潟県）	32
資料7 加茂市におけるスクールバスの利用状況	33
資料8 令和4年度 加茂市学校教育の重点	34
資料9 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会における話し合いのまとめ	35

はじめに

全国的な少子化によって児童生徒数が減少し、加茂市でも1学年1学級という単学級を有する学校が多数であり、学級数及び学級人数の小規模化が進んでいます。学校における教育や生活、更には学校運営など様々な面に影響を及ぼすことが懸念されています。

現在、それぞれの教育環境に応じて充実した学校教育に取り組んでいるところですが、少子化の波は児童生徒の集団活動という重要な環境をも損なう恐れがあることから、学校規模の適正化が課題となっています。

また、多くの学校施設・設備が老朽化し、未耐震の施設も残っている状況であることから、安心・安全に過ごすことができる環境を整備することは喫緊の課題と言えます。

こうした状況を踏まえ、加茂市立小中学校適正規模等検討委員会は、加茂市教育委員会より、小中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、令和3年8月5日に「加茂市立の小学校及び中学校の望ましい教育環境に関する基本的な考え方と教育環境実現に向けた方策」についての諮問を受けました。

加茂市は持続可能なまちづくりを市民の皆様と連携・協働して進めるため、令和3年10月に「加茂市総合計画」を策定し、新しい加茂市のまちづくりを進めているところです。総合計画に描く市の将来像は「笑顔あふれるまち 加茂」です。誰もが健康で心豊かに暮らし、いつまでも笑顔でいられるよう、「健康」と「教育・文化」に重点を置いて様々な施策を展開しています。

加茂市の中学校の現状や多様化する社会情勢を踏まえた上で、本検討委員会では将来を担う子どもたちが伸び伸びと学び、自分らしさを大切にしながら成長していくための環境整備、充実した学校教育の実現についての審議を重ね、とりまとめたものが本答申です。

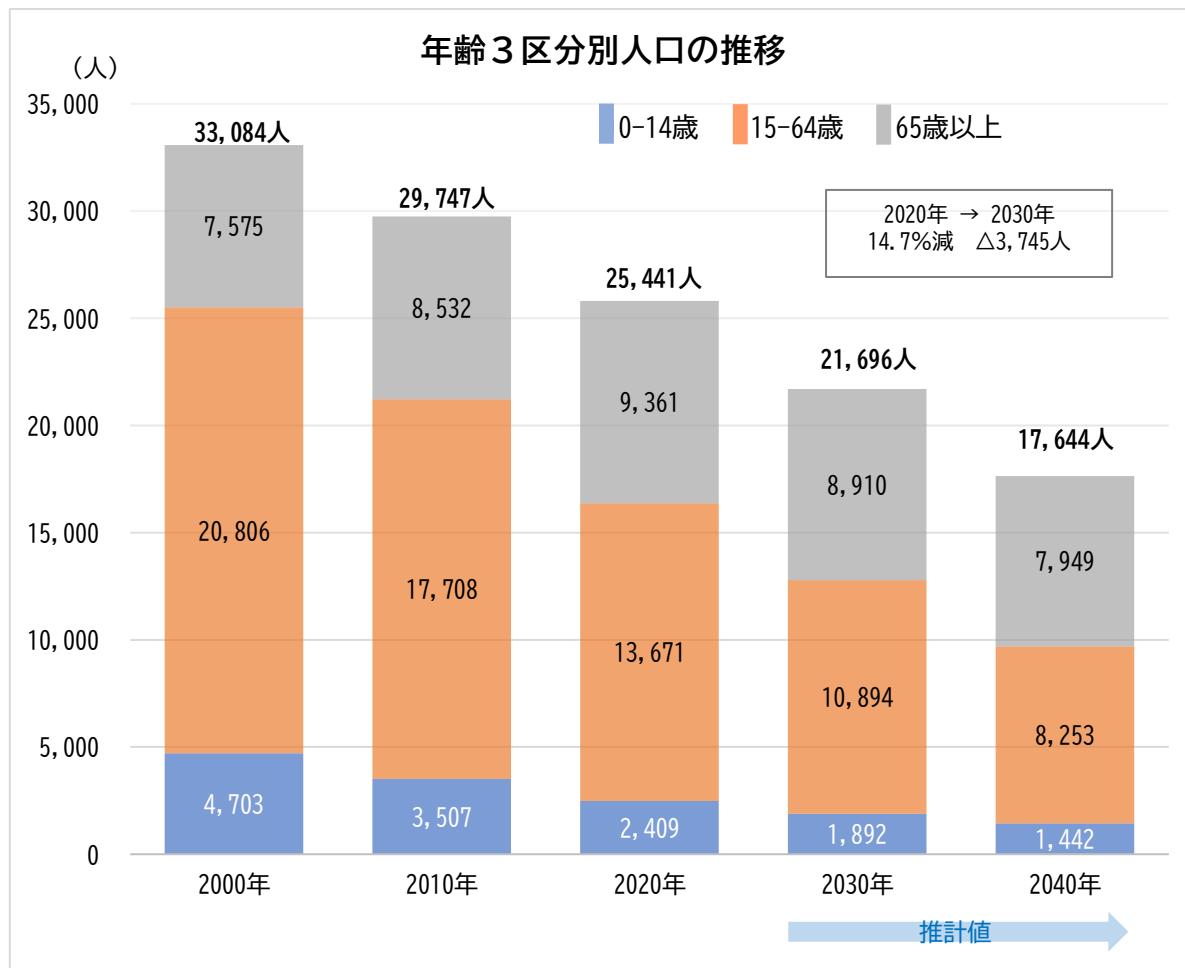
本答申が、より良い教育環境の創造と実現のための基盤となることを願います。

第1章 加茂市的小中学校をめぐる現状と課題

1-1 加茂市的人口と将来推計

- ・加茂市の人口は、昭和25年（39,887人^{※1}）から減少が続き、令和2年では25,441人（2020年国勢調査）となりました。
- ・国立社会保障・人口問題研究所によれば、加茂市の人口は今後更に減少し、2030年には21,696人になると推計されています。
- ・国全体としては、平成20（2008）年を境に人口減少局面に入り、新潟県としては、平成9（1997）年の249.2万人をピークに減少が続いている。
- ・出生数は、年間130人（5年平均）程度で推移していますが、減少傾向にあります。（資料 新潟県福祉保健年報）

図1 加茂市人口の推移



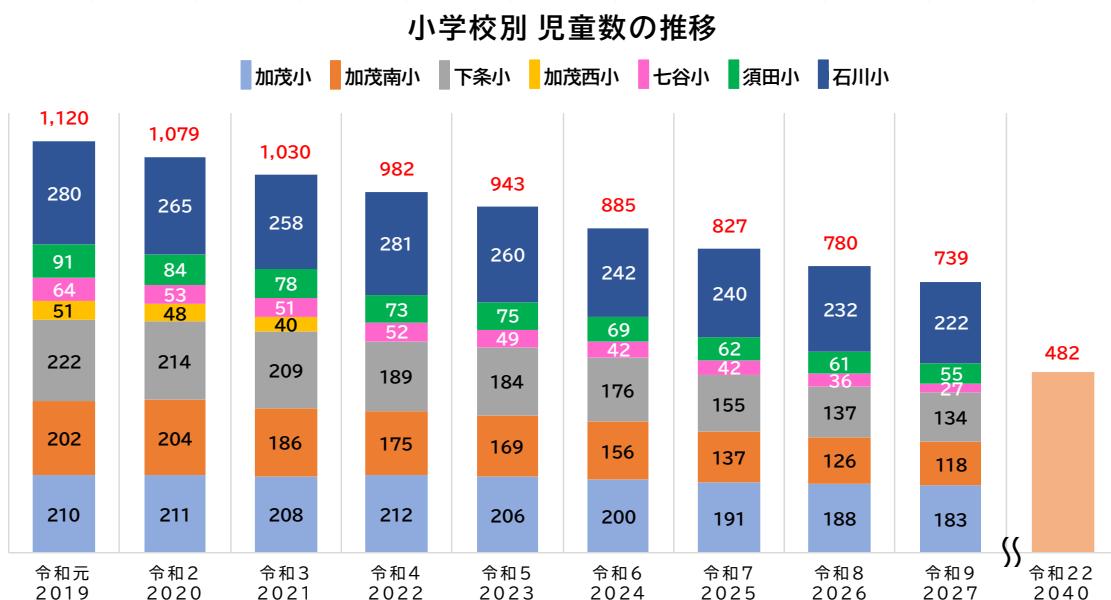
^{※1} 現在の加茂市と比較できるように加茂町、下条村、七谷村、須田村を合算したもの

1-2 児童生徒数の今後の見込み

■ 小学校

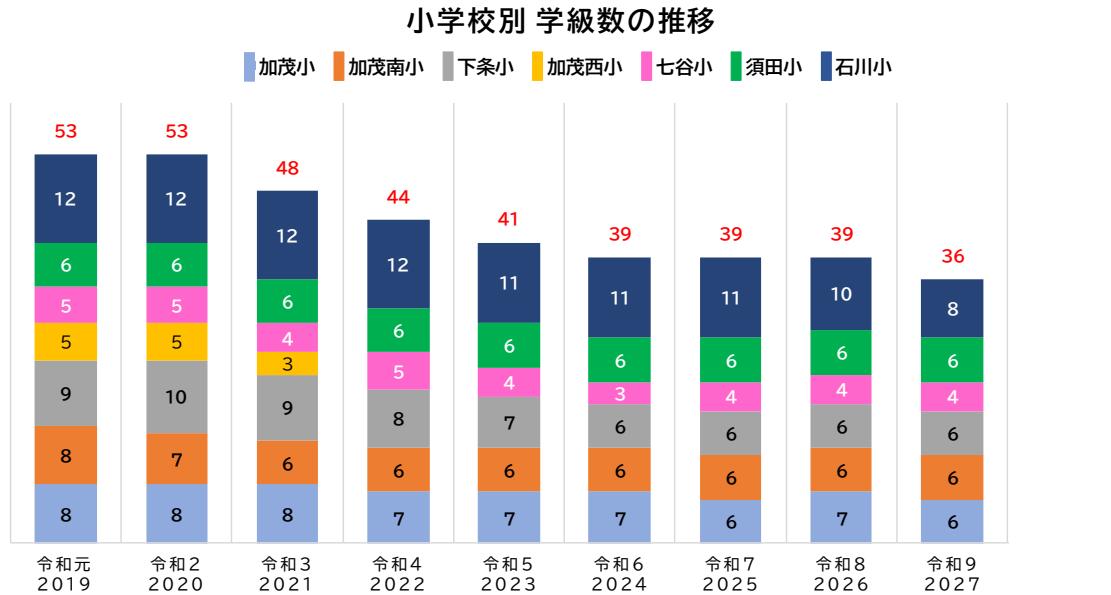
- ・加茂市の児童数は年々減少しており、令和2（2020）年で1,079人ですが、令和9（2027）年には739人となる見込みです。（340人減・31.5%減）
- ・小学校の学級数は、令和2（2020）年で53学級ですが、令和9（2027）年には36学級となる見込みです。（17学級減・32.1%減）
- ・七谷小学校は計算上既に複式学級が発生していますが、教職員の加配等により単学級での運営が可能となっています。
- ・さらに、令和22年（2040）年で482人となり、令和2（2020）年から20年の間に半減すると見込んでいます。

図2-1 小学校児童数の推移



資料：加茂市教育委員会（R3.8作成に「本答申-図4：2040年の児童生徒数」の児童数を加えたもの）

図2-2 小学校学級数の推移

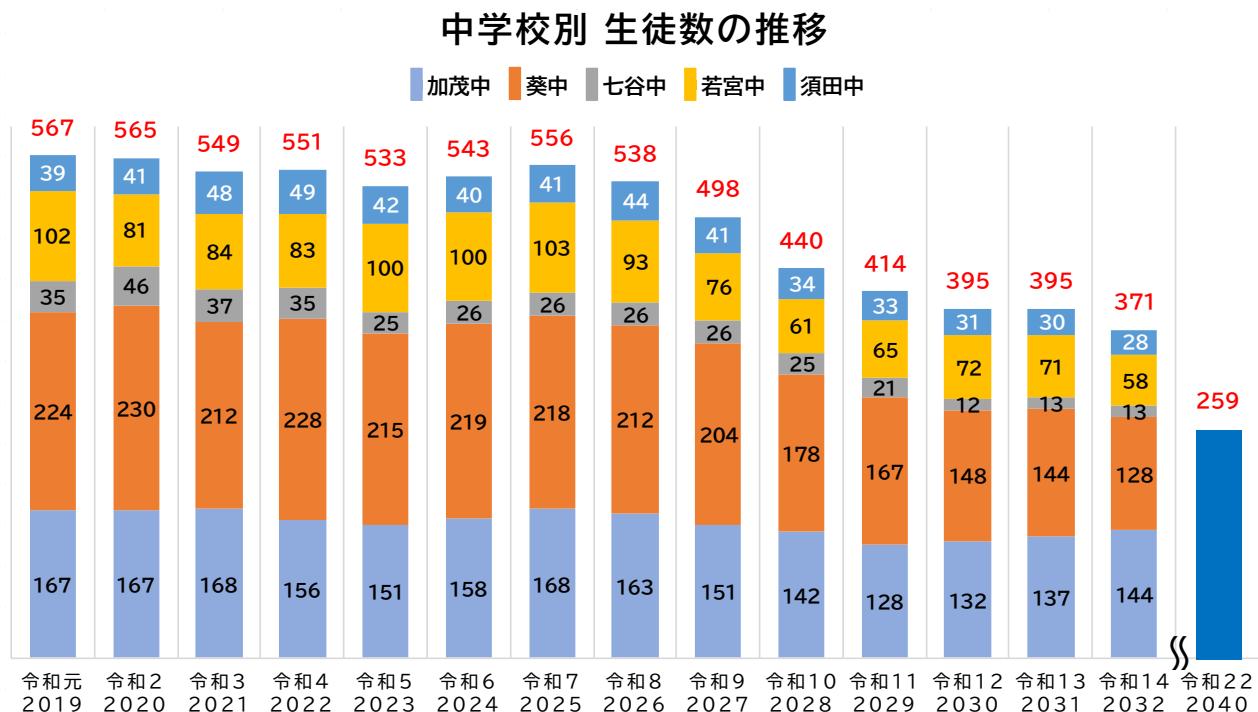


資料：加茂市教育委員会（R3.8作成）

中学校

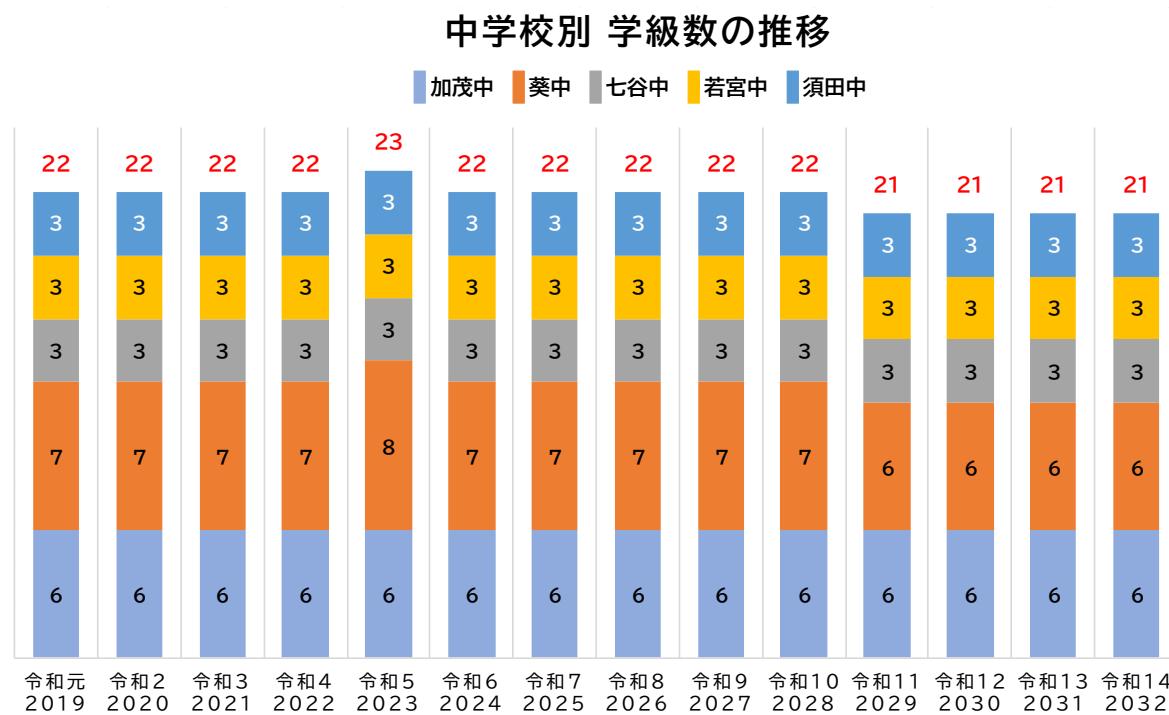
- ・加茂市の生徒数は、令和2（2020）年で565人ですが、令和9（2027）年には498人となる見込みであり、さらに令和14（2032）年には371人となる見込みです。（令和2（2020）年→令和9（2027）年：67人減・11.9%減、令和2（2020）年→令和14（2032）年：194人減・34.3%減）
- ・さらに、令和22年（2040）年で259人となり、令和2（2020）年から20年の間に半減すると見込んでいます。

図3-1 中学校生徒数の推移



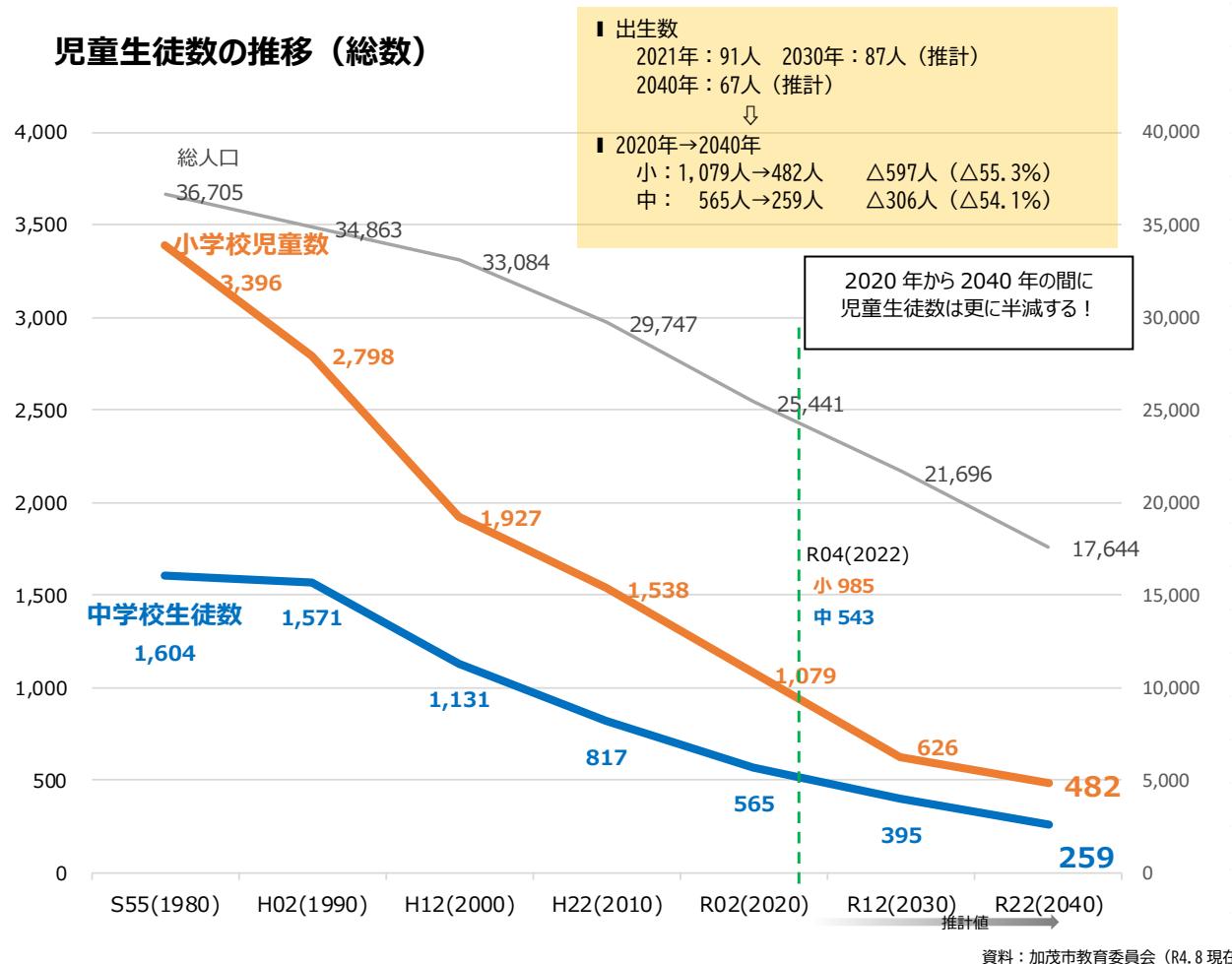
資料：加茂市教育委員会（R3.8作成に「本答申-図4：2040年の児童生徒数」の生徒数を加えたもの）

図3-2 中学校学級数の推移



資料：加茂市教育委員会（R3.8作成）

図4 2040年の児童生徒数（おおまかな推計）



「人口問題研究」第76巻第1号（国立社会保障・人口問題研究所 2020年3月25日発行 <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/jinko/312.html>）に関連した研究・データを活用し、加茂市教育委員会がおおまかに推計。（R4.8作成）

1-3 学校規模の現状と今後の見込み

■ 学校規模～小中学校の現状～

- ・学校規模は、国の法令上、小中学校ともに12～18学級を標準としています。
- ・加茂市の現状（令和3（2021）年度）は、小学校7校中、標準規模校は1校、大規模校は0校、小規模校は4校、複式学級が生じるほどの過小規模校は2校あります。中学校5校中、標準規模校は0校で、全5校が小規模校となっています。（表1）

表1 学級数による学校規模の分類

（「学校規模の分類」及び「学級数」は、「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」等から引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	標準規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小 1～5 中 1～2	小 6～11 中 3～11	12～18	19～30	31～
（参考） 令和3年度	西小 七谷小	南小 須田小 加茂小 下条小 七谷中 若宮中 須田中 加茂中 葵中	石川小		
（参考） 令和9年度 試算	七谷小 (R10～須田小) ← (R14～七谷中) ←--- 七谷中 若宮中 (R16～須田中) ←--- 須田中 加茂中 葵中	南小 須田小 加茂小 下条小 石川小			

※「過小規模校」欄の（）書きの須田小、七谷中、須田中の記載は、学区別出生数により別に試算したもの。

資料：加茂市教育委員会（R4.2作成）

【参考】 法令等から見た適正規模

■ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部科学省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 同条の規定は、第79条で中学校に準用。

■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

■ 令和4年度 学級編制基準（新潟県）

単式学級	小学校	1～3学年 原則35人以下 (1・2学年は32人以下も可)	4～6学年 原則40人以下 (弾力的運用により35人以下も可)
	中学校	原則40人以下 (1・2学年は32人以下も可)	
複式学級	小学校	引き続く2学年の合計が16人以下 (1学年は8人以下も可)	
	中学校	引き続く2学年の合計が8人以下	

■ 学校規模 ~今後の見込み~

■ 小学校

- ・現在、教職員の加配等により単学級で運営している七谷小学校は、今後も毎年複式学級が発生し、令和9年度には全学年が複式学級の対象になる見込みです。
- ・須田小学校でも令和10年度以降複式学級が発生し、過小規模校に分類される見込みです。
- ・児童数減、学級数減に伴い、多くの小学校では配当される教職員数が減になる見込みです。
- ・令和9年度には、過小規模校の七谷小学校に加え、石川小学校も小規模校に分類され、残る4小学校も全学年で単学級となる見込みです。

表2-1 【小学校】児童数・学級数の推移と配当教職員数の推移

(特別支援学級を除く)

令和3(2021)年度

黒:1学級 青:2学級 緑:3学級 赤:複式学級

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	総学級数	複式学級数	教職員数		
										校長	教頭	教諭
加茂小	26	30	37	33	36	21	183	8	0	1	1	9
加茂南小	19	22	31	31	31	27	161	6	0	1	1	6
下条小	26	37	38	28	34	41	204	9	0	1	1	10
加茂西小	0	6	6	8	7	13	40	3	2	1	1	3
七谷小	12	10	4	13	6	6	51	4	2	1	1	4
須田小	10	11	16	14	10	15	76	6	0	1	1	6
石川小	39	38	42	45	40	43	247	12	0	1	1	13
計	132	154	174	172	164	166	962	48	4			65

※加茂西小と七谷小は計算上「複式学級」であるが、教員加配により「単式学級」を維持。



令和6(2024)年度 (試算)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	総学級数 (R3比)	複式 学級数	教職員数		
										校長	教頭	教諭 (R3比)
加茂小	30	34	28	27	30	37	186	8 (±0)	0	1	1	9 (±0)
加茂南小	26	28	16	19	22	31	142	6 (±0)	0	1	1	6 (±0)
下条小	20	31	22	25	37	38	173	8 (-1)	0	1	1	9 (-1)
加茂西小	-	-	-	-	-	-	-	- (-3)	-	-	-	- (-5)
七谷小	6	4	5	12	10	4	41	4 (±0)	2	1	1	4 (±0)
須田小	8	12	10	10	11	16	67	6 (±0)	0	1	1	6 (±0)
石川小	38	29	34	40	44	47	232	10 (-2)	0	1	1	11 (-2)
計	128	138	115	133	154	173	841	42 (-6)	2			57 (-8)

※R4.3 加茂西小閉校 → R4.4 石川小と統合



令和9(2027)年度 (試算)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	総学級数 (R3比)	複式 学級数	教職員数		
										校長	教頭	教諭 (R3比)
加茂小	26	31	32	30	34	28	181	6 (-2)	0	1	1	6 (-3)
加茂南小	14	13	17	26	28	16	114	6 (±0)	0	1	1	6 (±0)
下条小	23	20	17	20	31	22	133	6 (-3)	0	1	1	6 (-4)
加茂西小	-	-	-	-	-	-	-	- (-3)	-	-	-	- (-5)
七谷小	4	4	4	6	4	5	27	3 (-1)	3	1	1	3 (-1)
須田小	4	12	9	8	12	10	55	6 (±0)	0	1	1	6 (±0)
石川小	31	38	47	38	29	34	217	9 (-3)	0	1	1	10 (-3)
計	102	118	126	128	138	115	727	36 (-12)	3			49 (-16)

資料：加茂市教育委員会（R4.2作成）

中学校

- ・今後も生徒数減は継続するものの、当面、学級数及び配当教職員数には影響はありません。
- ・ただし、七谷中学校では令和14年度から複式学級が発生する見込みです。
- ・須田中学校でも令和16年度以降、複式学級が発生する見込みです。
- ・全ての中学校が小規模校に分類されていますが、令和14年度には七谷中学校、令和16年度以降に須田中学校が過小規模校に分類される見込みです。
- ・令和15年度には加茂中学校と葵中学校でも学級数減が見込まれ、配当教職員数も減となる見込みです。

表2-2 【中学校】生徒数・学級数の推移と配当教職員数の推移 (特別支援学級を除く)

令和3(2021)年度

黒:1学級 青:2学級 緑:3学級 赤:複式学級

学校名	1年	2年	3年	計	総学級数	複式学級数	教職員数		
							校長	教頭	教諭
加茂中	47	58	54	159	6	0	1	1	9
葵中	61	82	61	204	7	0	1	1	11
七谷中	11	17	7	35	3	0	1	1	6
若宮中	33	16	30	79	3	0	1	1	6
須田中	16	17	15	48	3	0	1	1	6
計	168	190	167	525	22	0			48

令和9(2027)年度 (試算)



学校名	1年	2年	3年	計	総学級数 (R3比)	複式 学級数	教職員数		
							校長	教頭	教諭 (R3比)
加茂中	45	51	55	151	6 (±0)	0	1	1	9 (±0)
葵中	59	69	76	204	7 (±0)	0	1	1	11 (±0)
七谷中	13	8	5	26	3 (±0)	0	1	1	6 (±0)
若宮中	20	23	33	76	3 (±0)	0	1	1	6 (±0)
須田中	11	13	17	41	3 (±0)	0	1	1	6 (±0)
計	148	164	186	498	22 (±0)	0			48 (±0)

令和15(2033)年度 (試算)



学校名	1年	2年	3年	計	総学級数 (R3比)	複式 学級数	教職員数		
							校長	教頭	教諭 (R3比)
加茂中	37	44	49	130	5 (-1)	0	1	1	8 (-1)
葵中	43	45	47	135	6 (-1)	0	1	1	9 (-2)
七谷中	4	4	4	12	2 (-1)	1	1	4	(-2)
若宮中	14	13	17	44	3 (±0)	0	1	1	6 (±0)
須田中	4	12	9	25	3 (±0)	0	1	1	6 (±0)
計	102	118	126	346	19 (-3)	1		43	(-5)

資料: 加茂市教育委員会 (R4.2作成)

1-4 学校規模による課題

■ 小規模校・複式学級のメリットとデメリット

(教育環境や学習環境)

引用：「望ましい教育環境の実現に向けて（最終まとめ）
平成19年11月 新潟県市町村立小・中学校の適正規模検討会議」

	メリット	デメリット
(教育効果)	<ul style="list-style-type: none"> ▶個に応じたきめ細かな指導がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶互いに考えを出し合い、学び合い、高め合おうとする気持ちが育ちにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> □理解度や達成度など個人に応じたきめ細かな学習指導ができる。 □個々の課題や問題意識に沿った授業や活動を行うことができる。 □個々の児童生徒の活躍の場を多く設定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □集団での学習が必要な教科でその学習内容の十分な習得が難しい。 □多様な考え方や意見を出し合い互いに学び合うという経験がしづらい。 □互いの評価が固定されやすく競争心や向上心が育ちにくい。
(学習環境)	<ul style="list-style-type: none"> □教材・教具など個別の準備や、実験や試技など具体的な活動の場を保障することができる。 □学級担任と児童生徒とが互いに深く結ばれており、安定した教室の雰囲気の中で学ぶことができる。 □全校又は学年をまたいだ活動や学習の場の設定など、柔軟な学習形態での学習が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> □集団での学習活動が必要な体育、音楽、特別活動などで、効果的な学習を組織しづらい。 □集団活動や話し合いなど、学習活動をとおして社会性の醸成を図る場の設定がしにくい。 □学習や活動に広がりが少なく、よりよいものを求めようとする環境をつくりづらい。

(社会性の育成と生活環境)

	メリット	デメリット
(社会性の育成)	<ul style="list-style-type: none"> ▶個々の特性をお互いによく理解しており、人間関係が深まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶人間関係づくりの基礎を築く最も大切な時期において、幅広い人間関係や社会性が育ちにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> □互いの結びつきが強く、互いの思いや行動傾向を汲み取って行動することができる。 □学年・年齢を超えて活動することが多いため、上級生と下級生の人間関係を築きやすい。 □全教職員が児童生徒の状況を把握しており、どの場面でもその子に応じた指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> □幼い頃からの固定した人間関係をそのまま引きずり、新たな人間関係をつくりにくい。 □多様な活動や人との関わりをとおして多様なものの見方や考え方で触れる機会が少ない。 □教師や特定の子どもに依存する傾向が強く、新たな動きを創り出す気持ちが育ちにくい。
(生活環境)	<ul style="list-style-type: none"> □全教職員が家庭環境や能力・個性などを把握しており、どの場においても指導がしやすい。 □一人一人に与えられた役割と出番があり、その責任を果たす中で実行力を育てやすい。 □地域の人々や全校児童が互いの顔と名前をわかつており、人間的結びつきが強い。 	<ul style="list-style-type: none"> □親や家のつながりが、子どもどうしの人間関係づくりや遊びなどにも影響を与えやすい。 □特定の児童生徒の言動が集団に与える影響が大きく、集団活動をとおしての成長が図りにくい。 □固定的な人間関係が崩れると、その後の関係改善・修復が難しい状況となる。

(学校経営・運営)

	メリット	デメリット
(学校経営・運営)	<ul style="list-style-type: none"> ▶少人数の教職員構成であるため、共通理解を図りやすく、小回りの効く経営・運営ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶教職員が少人数であることや異動サイクルが短いことから、効果的・創造的な学校運営や指導体制の構築が難しい。
	<ul style="list-style-type: none"> □経営方針を徹底しやすく、全教職員共通理解のもとで、児童生徒への指導体制をつくりやすい。 □家庭や地域の支援・協力を得られやすく、地域に根ざした教育を推進しやすい。 □児童生徒、教職員が一体となって伝統行事等・学校の伝統・文化等を継続する体制をつくりやすい。 □教職員の共通理解が得やすく、状況の変化にも臨機応変に対応することができる。 □児童生徒と共に体験的活動を行いやすく、教師と児童生徒との協同体制を構築しやすい。 □教職員の学校運営への参画意識が高く、責任分担を明確にした運営ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □一人の教職員の考え方や言動・存在などが、学校経営に直接大きく影響を与える場合がある。 □地域の実力者や特定の人の考え方や影響が直接的に学校経営に影響を及ぼす場合がある。 □異動サイクルが短く、多様な役割を担うことから、前年度踏襲といった傾向に陥りやすい。 □通常担当する以外の業務もこなす必要があることから、教職員が多忙となり、落ち着いた業務がしづらい。 □専門以外の教科・分野も担当することから、専門性を発揮した指導を行いにくい。 □出張等で教職員が学校を離れる場合、代わりとなる指導者がいない状況がでてしまう。

(学校生活全般)

学校生活全般	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒一人一人の特性や能力を把握しており、どの教職員においても、個別の対応が可能である。 □部活動などにおいて、児童生徒の能力や技量に応じたきめ細かな指導ができる。 □学習スペースや教具・器具などを比較的自由に活用でき、個人のペースで学習することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □児童生徒を固定的に見てしまいがちになり、指導目標の設定が低くなりがちになる。 □人数が少なく、チームが組めなかつたり対外試合ができなかつたりする場合が出てくる。 □校外学習や文集等の各種の学習活動や修学旅行等において、個人分担費用が通常よりかかる。

(参考)複式学級の教育環境

引用：「望ましい教育環境の実現に向けて（最終まとめ）」
平成19年11月 新潟県市町村立小・中学校の適正規模検討会議

学習環境

- 2つの学年が同一学級となっていることから、国語や算数などは、1人の学級担任が、2つの学年を行き来する「直間指導」※2となる場合が多い。また、国語や算数以外の学習でも2つの学年が同一の学級となっていることから、次のような問題がある。
- 個別学習・個別指導の繰り返しとなり、考え方や意見を出し合い、深め合う学習が成立しづらい。
 - 2つの学年が同一の内容を学習したり、個別の学習が多くなったりするため、進度、理解度、到達度などに大きな差が生じやすい。
 - 学年をまたぐ指導は教科の系統性や発達段階の面から指導が難しく、同時に、児童生徒にとっても知識量・経験量の面から学び方が難しい。
 - 「A B年度方式」※3を取り入れている場合は、発達段階に即したタイムリーな時期に学ぶことができない場合が出てくる。結果として、学習内容の習得状況に、通常の場合との差が出やすい。
 - 教師にとって、2学年分の教材研究、教材準備が必要となり、負担が大きく、結果として、子どもたちに十分な指導ができない、理解度、習熟度に差が出る懸念が常につきまとう。

生活環境

- 2つの学年が同一学級で過ごすため、あらゆる面で行動を共にすることとなるが、発達段階の差や固定的な人間関係から次のような問題が生じやすい。
- 極少人数のため、リーダーの固定、役割の固定などが強固で、新たな人間関係を築きにくい。結果として、人間関係育成能力が育ちにくい。
 - 上の学年の意向を優先した遊びや各種活動になりやすく、活動の広がりが少ない。その結果、学年間で活動の満足度に差が出やすい。
 - 学年発達段階に応じた学級行事や活動が組みづらい。また、学年別にしても人数不足から十分な活動ができないことが多い。
 - 男女バランスや学年バランスが著しく崩れている場合が多く、発達段階に応じた友達関係を築く機会が少ない。

※2 「直間指導」

複式学級は1人の教員が二つの学年を同じ教室で同時に指導する。教科によっては、1時間の中で、教員が児童生徒に直接的に指導を行つ場面と、間接的に指導を行う場面とを組み合わせて行うことがある。

例えば、小学校算数科では、教員は一方の学年の児童に対して、学習課題を把握させたり児童にやり方を発表させ、互いの方法について比較検討させたりするなど、教員が直接かかわった指導を行う。こうした指導を行っている間に、もう一方の学年の児童に対しては、学習課題を自力解決させたり学習の定着を図るために練習問題に取り組ませたりするなど、教員が間接的にかかわった指導を行う。

このように、「直間指導」とは、2つの学年の児童に対して直接的に指導する場面と間接的に指導する場面との二つの活動を組み合わせた学習指導のことを言う。

※3 「A B年度方式」

複式学級すべての教科を直間指導で行うことは児童生徒、教員双方にとって負担が大きいことから、二つの学年に同じ学習内容を、2年間交互に指導を行う形態を取ることがある。

例えば、小学校社会科では、本年度において3・4年生学級の全児童が4年生内容を学習したとする。(これを「A年度」と呼ぶ。)翌年度においては、この学級の全児童が3年生内容を学習していくこととなる。(これを「B年度」と呼ぶ。)児童は、6年間を通じてすべての学年の学習内容を落ちなく学び、卒業するように計画し、実践していく。

このように、工夫した指導計画に基づいて指導を進めるが、学習内容に系統性が強い教科や、児童数の関係で1・2年複式学級、3・4年複式学級、5・6年複式学級のように学級編制できない場合(例えば4・6年複式)は、「A B年度方式」は取りにくい。

大規模校のメリットとデメリット

引用：「第9次新潟市立学校適正配置審議会答申について」
平成22年4月 新潟市教育委員会

	メリット	デメリット
(教育環境)	<ul style="list-style-type: none"> □子どもたちがさまざまな場面で互いに成長できる。 □学級編制替えができ、いろいろな人間関係が経験できる。 □班編成やクラス対抗の競い合いができ、力を合わせて得られる喜びを経験できる。 □学級編制替えがいじめなどのひとつの解決策となることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> □発表や学校行事などで活躍の場が少なくなることがある。 □人数が多いために、落ちつきがない環境になりやすく、そのためにストレスを受けやすくなる。
(指導体制)	<ul style="list-style-type: none"> □中学校では部活動の種類が多く、活動内容も活発で達成感が得られやすくなる。 □中学校では教科ごとに複数の先生がいて、多くの先生に会うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □人数が多すぎると関わりの少ない児童生徒や教職員がいて、互いの関係性が希薄になりやすい。そのため、教職員が全児童生徒のことを深く理解することが難しい。
(学校運営)	<ul style="list-style-type: none"> □P T A役員や学校行事などでは、教員や保護者の負担が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> □教職員が多くなるので、情報の共有化や意思疎通を図ることが難しい。 □保護者の相談が多くなり、内容も多様化するため、限られた教職員では対応が難しくなりやすい。 □学級数が多くなると、特別教室を使用する時間調整が難しくなることがある。

1-5 学校施設の現状と課題

- ・全体の状況としては、築40年以上の建物が全体の61%、更に築50年以上の建物が全体の26%であり、また劣化状況評価^{※4}がC・Dの建物が多いことから、築年数に比例して経年劣化が進んでいます。
- ・施設や設備に故障が開始する20年周期で大規模改修や長寿命化改修を実施することができれば、ほぼ新築に近い状態で建物等を使用することが可能となります。
- ・児童生徒の安全を考慮し、維持管理・補修等を行ってきたところですが、財政上の理由等もあり、まとまった大規模な改修をしてこなかったことから、少しずつ老朽化が進行してきた状況です。
- ・耐震化については、平成20年度から災害避難所でもある体育館を優先的に実施、完了後は校舎の耐震化に着手しているところです。
- ・令和4（2022）年9月現在の耐震化率^{※5}は69.7%（23/33棟）で、全国でも最低レベルとなっています。
- ・令和4（2022）年度に石川小学校校舎の耐震補強工事を開始、令和5年（2023）年度に完了する予定で、耐震化率は78.8%になります。
- ・学校施設に関して、老朽化が進行し、多数の未耐震建物も残っていることから、今後、維持管理に多額の予算を費やすのか、学校を改築するのかを検討する必要があります。

■ 学校別の状況

1. 加茂小学校



加茂市青海町1-1-5 明治6年6月 創立

①前・中校舎		S41(1966)年建築 → 築56年経過		耐震化済	
劣化状況評価		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備 機械設備
A	C	D	C	C	C

②後校舎		S55(1980)年建築 → 築42年経過		耐震診断未実施	
劣化状況評価		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備 機械設備
D	D	D	D	C	D

③図書館・プレイルーム棟		S43(1968)年建築 → 築54年経過		耐震診断未実施	
劣化状況評価		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備 機械設備
C	C	D	C	C	D

④体育館棟		S56(1981)年建築 → 築41年経過		耐震化済	
劣化状況評価		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備 機械設備
D	C	C	A	A	D

2. 加茂南小学校



加茂市五番町7-1 明治6年5月 創立

①校舎（2F体育館含む）		H8(1996)年建築 → 築26年経過		耐震化不要	
劣化状況評価		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備 機械設備
C	B	B	B	B	B

※4 「劣化状況評価」

屋根・屋上、外壁は目視による現地調査結果から、また内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な経過年数を基本にA・B・C・Dの4段階で評価。
(R2.10月に建設課による劣化度調査を実施)

<目視による評価基準【屋根・屋上、外壁】>

評価	基 準		
	良好	A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）		
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）		
D	早急に対応する必要がある（安全上、機能上、問題あり）（躯体の耐久性に影響を与える） (設備が故障し施設運営に支障を与えている) 等		

<経過年数による評価基準【内部仕上げ、電気設備、機械設備】>

評価	基 準		
	良好	A	20年未満
B	20~40年		
C	40年以上		
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合		

※5 「(学校施設) 耐震化率」

全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降建築の棟数及び、昭和56年以前建築で耐震性がある棟と耐震補強済みの棟）の割合。学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなることから、耐震化によって安全性を確保することは極めて重要である。国土交通省では、安全の目安としてIs値（非木造の構造耐震指標）を0.6以上（震度6強の地震に対して倒壊、または崩壊する可能性が低い）としているが、学校施設については児童生徒の安全を特に考慮して、必要なIs値を0.7以上と定めている。文部科学省の「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果」によれば、「耐震化率が下位の市町村（小中学校）」において、加茂市は令和3年度で全国3位（66.7%）、令和4年度で全国2位（69.7%）となっている。

3. 下条小学校



加茂市中村 1-1 明治 5 年 11 月 創立

①教室・管理棟	S44年建築 → 築52年経過			耐震診断未実施	
	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
劣化状況評価	C	D	D	C	D
②教室棟【増築部】	S51年建築 → 築45年経過			耐震診断未実施	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	C	C	D	C	D
③体育館棟	S44年建築 → 築52年経過			耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	B	B	A	A	A
④給食室棟	S36年建築 → 築60年経過			耐震化非該当	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	A	B	D	C	B

4. 七谷小学校



加茂市大字下高柳 35 明治 32 年 5 月 創立

①教室・管理棟	S48(1973)年建築 → 築49年経過			耐震診断未実施	
	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
劣化状況評価	C	D	D	C	C
②特別教室棟	H4(1992)年建築 → 築30年経過			耐震化不要	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	C	C	C	B	B
③体育館棟	H1(1989)年建築 → 築33年経過			耐震化不要	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	B	C	B	B	B

5. 須田小学校



加茂市大字前須田 380-1 明治 5 年 10 月 創立

①前校舎	S43(1968)年建築 → 築54年経過			耐震診断未実施	
	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
劣化状況評価	D	D	D	C	C
②後校舎	S62(1987)年建築 → 築35年経過			耐震化不要	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	B	D	C	B	B
③体育館棟	S43(1968)年建築 → 築54年経過			耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	C	B	B	C	C

6. 石川小学校



加茂市石川 2-2-7 昭和 54 年 4 月 創立

①管理・特別教室棟	S54(1979)年建築 → 築43年経過			耐震化工事中	
	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
劣化状況評価	B	D	D	C	D
②中高学年棟	S54(1979)年建築 → 築43年経過			耐震化工事中	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	B	D	D	C	D
③プロレーラーム・低学年棟	S54(1979)年建築 → 築43年経過			耐震化工事中	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	B	D	D	C	D
④体育館棟	S54(1979)年建築 → 築43年経過			耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	D	C	C	A	D

7. 加茂中学校



加茂市学校町 1-1 昭和 22 年 4 月 創立

①校舎棟	S58(1983)年建築 → 築39年経過			耐震化不要	
	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
劣化状況評価	C	C	C	B	B
②体育館棟	S46(1971)年建築 → 築51年経過			耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
	B	B	B	B	B

8. 萩中学校



加茂市矢立 15-1 昭和 48 年 4 月 創立

①校舎棟	S49(1974)年建築	→ 築48年経過	耐震化済	
劣化状況評価 (R3耐震化終了後の評価未実施)	屋根・屋上 (C)	外壁 (C)	内部仕上 (C)	電気設備 (B)
②校舎棟【増築部】	S53(1978)年建築	→ 築44年経過	耐震診断未実施	
劣化状況評価	屋根・屋上 B	外壁 D	内部仕上 D	電気設備 C
③体育館等	S48(1973)年建築	→ 築49年経過	耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上 B	外壁 C	内部仕上 B	電気設備 C
			機械設備 D	

9. 七谷中学校



加茂市大字下高柳 25 昭和 22 年 5 月 創立

①管理・教室棟	S51(1976)年建築	→ 築46年経過	耐震診断未実施	
劣化状況評価	屋根・屋上 C	外壁 D	内部仕上 C	電気設備 C
②特別教室棟	S35(1960)年建築	→ 築62年経過	耐震化非該当	
劣化状況評価	屋根・屋上 B	外壁 D	内部仕上 C	電気設備 C
③体育館棟	S30(1955)年建築	→ 築67年経過	耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上 C	外壁 B	内部仕上 A	電気設備 A
			機械設備 D	

10. 若宮中学校



加茂市若宮町 1-21-12 昭和 30 年 4 月 創立

①校舎棟	S61(1986)年建築	→ 築36年経過	耐震化不要	
劣化状況評価	屋根・屋上 C	外壁 D	内部仕上 C	電気設備 B
②体育館棟	S29(1954)年建築	→ 築51年経過	耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上 C	外壁 B	内部仕上 B	電気設備 A
			機械設備 A	

11. 須田中学校



加茂市大字後須田 809 昭和 22 年 5 月 創立

①校舎棟	S60(1985)年建築	→ 築37年経過	耐震化不要	
劣化状況評価	屋根・屋上 C	外壁 B	内部仕上 B	電気設備 B
②体育館棟	S32(1957)年建築	→ 築65年経過	耐震化済	
劣化状況評価	屋根・屋上 A	外壁 B	内部仕上 B	電気設備 A
			機械設備 B	

1-6 中学校における部活動の現状と課題

- ・生徒数の減少に伴い、部活動数も減少している状況です。
- ・比較的生徒数が多い中学校ではそれなりに選択肢があるものの、それでもチームスポーツではチーム編成が困難になってきており、複数の中学校で合同活動など工夫をして活動しています。
- ・年度当初は編成できても、3年生の部活動引退と同時に部員数が急激に減って編成が困難となりやすい、自校だけで試合方式の練習ができないとの声も寄せられています。
- ・七谷中学校の男子生徒は運動部で野球部か卓球部しか選択できない、同じく女子生徒はバレーボール部しか選択できない、須田中学校では男子生徒は卓球部、女子生徒はバレーボール部しか選択できない状況です。
- ・文化部でも、若宮中学校の吹奏楽部では部員が9人、須田中学校で12人であり、継続性という面から課題がある状況です。
- ・部活動を指導できる専門性がある教職員が減少しています。
- ・部活動の安定した運営のために、複数の中学校が合同で活動できやすい環境づくり、外部指導者の導入、総合型地域スポーツクラブ^{※6}への移行等を検討する必要があります。

表3 生徒が選択できる部活動

■運動部		陸上競技	野球	ソフトテニス	サッカー	バスケットボール	バレーボール	卓球	水泳	体操	新体操
学校名	性別	○	◎			○			△		
加茂中学校	男	○	◎	○			○		△	△	△
	女	○	◎	○			○		△	△	△
葵中学校	男	○	○		○	○		○	△		
	女	○		○	○		○	○	△		△
七谷中学校	男		◎					○			
	女							○			
若宮中学校	男	○				○		○		△	
	女	○		○				○			
須田中学校	男							○			
	女						○				

■文化部					
学校名		吹奏楽	美術・芸術	科学	文化
加茂中学校	男	○	○	○	○
	女	○	○	○	
葵中学校	男	○	○		
	女	○	○		
七谷中学校	男			○	
	女				
若宮中学校	男	○		○	
	女	○			
須田中学校	男			○	
	女	○		○	

○：所属部員あり + 単一学校で活動
△：所属部員あり + 地域スポーツクラブ等で活動
◎：所属部員あり + 合同活動
空欄：なし or 休止中

資料：加茂市教育委員会 令和3年度中学校部活動状況調査より（R4.2作成）

※6 「総合型地域スポーツクラブ」

総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（他志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

我が国における総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成29年7月には、創設準備中を含め3,580クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

（引用：スポーツ庁ホームページ「総合型地域スポーツクラブ」 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcate05/list/1371972.htm）

第2章 加茂市の目指す教育～加茂市学校教育の重点（抜粋）～

<目指す子どもの姿>

自ら考え 心豊かで たくましく生きる ふるさと加茂を愛する子ども

目指す子どもの姿に迫る四つの柱

- 確かな学力 … 知識・技能 思考力・判断力・表現力等 学びに向かう力・人間性等
 - <学校> 学ぶ意欲を高める教育活動（授業）を行い、学力の向上を図る。
 - <家庭> 家庭での学習環境を整え、励ます。
- 豊かな心 … 思いやり 生命尊重 感受性 自己理解 向上心
 - <学校> 関わりや体験を大切にし、自己肯定感、自己有用感を育む。
 - <家庭> 挨拶、感謝、助け合いなど社会性を育む。
- 健やかな身体 … 健康・体力維持 粘り強さ 挑戦する態度
 - <学校> 運動への興味を高め、体力の向上を目指す。
 - <家庭> 食事、睡眠、メディア使用など、よりよい生活習慣づくりに努める。
- ふるさと加茂を愛する人材の育成… 郷土愛 将来の夢 自分の役割
 - <学校> ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する人材の育成を目指す。
 - <家庭> 家庭生活の楽しさを大切にし、子どもの夢や希望を応援する。

八つの重点項目

- 授業改善 … 主体的・対話的で深い学びの実現 指導と評価の一体化
- 特別支援教育 … 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実 学校体制での推進
- 道徳教育 … 考え、議論する授業 家庭、地域、中学校区連携 全教育活動で推進
- 人権教育、同和教育 … 差別を許さず、認め、支え合う児童生徒の育成 全教育活動で推進
- 外国語教育、国際理解教育 … コミュニケーション能力の育成 国際理解、国際交流活動
- 体育・健康教育… 運動習慣、健全な生活習慣の育成 自己調整能力の育成
- キャリア教育 … 加茂を愛する児童生徒の育成 地域リソース（ひと・もの・こと）の活用
- 生徒指導 … いじめの未然防止 社会性の育成 安心・安全な教育環境整備

努力事項

- 情報教育 … I C T（タブレット端末・電子黒板）活用 情報活用能力 情報モラル
- 防災教育 … 危機管理能力育成 地域に合った避難訓練（火災、水害、地震等）
- 保幼小中連携 … 出産から就労まで、つながる支援体制整備 教育支援センター新設
- 環境教育 … 加茂の自然（川・山・動植物）から学ぶ持続可能な環境 S D G s

第3章 加茂市における望ましい教育環境に関する基本的な考え方

3-1 小中学校の適正規模等の検討に当たって

■ 検討の必要性

全国的な少子化が進む中、小中学校の児童生徒数の減少により、学校規模（学級数及び学級人数）の小規模化が進んでおり、全国の多くの自治体では、既に学校規模・適正配置についての検討がなされています。

加茂市でも少子化に起因する児童生徒数の減少及び学校の小規模化は顕著となっています。既に一部の小学校では複式学級が発生しており（教職員の加配により単式学級を維持しているのが現状）、今後は常態化することが推測されます。また、昭和40年代から50年代に建設された築40年を越えた校舎が多く、老朽化が進んでいるため、将来を見据えた学校環境の在り方が喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、今後の子どもたちにとっての望ましい教育環境の在り方や学校における教育環境の基本的方向性、また、その実現に向けた具体的方策等について審議し、学校規模の適正化が必要であると考えました。

■ 基本的な視点

(1) 子どもたちのことを第一に考えた議論

「加茂市の将来・日本の将来を担う加茂の子どもたちにとって、より良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」ということを最優先に検討し、適正規模や具体的方策について議論しました。

また、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校・教職員に求められる役割、業務が拡大しています。教職員が誇りとやりがいを持てる環境や負担軽減に繋がる環境を確保するという視点も持って議論しました。

(2) 現行の法令等に基づいた議論

加茂市立小中学校の適正規模等の考え方については、現行の法制に基づいた上で議論しています。したがって、本答申における「学校規模」とは、基本的には「各学校の学級数」としています。仮に今後、学級編制の基準や教職員定数標準の変更等、国の法令や制度が改正されると、今回取りまとめた適正規模の目安も変更される可能性があります。

3-2 小中学校の適正規模の考え方

■ 基本的な考え方

(1) 複数学級の確保

子どもたちが豊かな人間関係を構築していくには、多様な価値観に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する環境が必要です。クラス替えは人間関係の固定化を防ぐだけではなく、新たな仲間と出会い、仲間を増やすことで自分自身の資質を更に伸ばすきっかけとなり、コミュニケーション能力や

環境の変化にも柔軟に対応する能力の向上が期待できます。したがって、小中学校の全学年に複数学級を確保することが望されます。

(2) 集団での教育活動等の充実

小中学校では、運動会（体育祭）や学習発表会、中学校の部活動などの様々な集団教育活動は、子どもたちが活躍できる場を保障するとともに、集団（や社会）の一員としての役割を自覚し、望ましい人間関係を築きながら自己を生かす能力、集団として意見をまとめていく能力などの向上が期待できます。また、目標に向かって一丸となって全力で取り組むことの大切さ、互いの健闘をたたえ合うことの素晴らしさを学ぶことにも繋がります。したがって、充実した集団教育活動等を展開できる規模の児童生徒数を確保することが望されます。

(3) 教員の人数の確保と質の向上

小中学校に配当される教員数は、原則、各学校の学級数に応じて決められています。一定の教員数が確保されることにより、次のような効果が期待でき、質の向上にも繋がるものと考えます。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教員配置やそれらを生かした指導体制を構築し、教員同士が切磋琢磨することができる。
- ② 教員個人の力量への依存度が軽減され、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することによる不安定な学校経営を防ぐことができる。
- ③ 免許外指導教科の発生を防ぐことができる。
- ④ 学校が直面する様々な課題に対し、組織的に対応しやすい。
- ⑤ 子どもたちの良さが多面的に評価され、多様な価値観に触れさせることができる。
- ⑥ 校外研修の時間を確保できる。
- ⑦ クラブ活動や部活動の指導者が確保しやすい。

■ 望ましい学校規模

(1) 小学校の規模の考え方

新たな出会いや多様な考えに接し、豊かな人間関係を育むため、全学年でクラス替えを可能とする1学年2学級以上（12学級以上）を望ましい学校規模とします。

(2) 中学校の規模の考え方

中学校においても、クラス替えを可能とし、全教科において免許所有の教員を配置（国語・社会・数学・理科・外国語の5教科には複数の教員配置）し、かつ充実した集団教育活動等の運営を可能とする1学年3学級以上（9学級以上）を望ましい学校規模とします。

望ましい学校規模

小学校 12～18 学級（各学年2～3学級）

中学校 9～18 学級（各学年3～6学級）

3-3 小中学校の適正配置の考え方

■ 基本的な考え方

小中学校の再配置は、子どもたちの通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、子どもたちの負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

■ 小中学校の適正配置

(1) 国の基準

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日 政令第189号）

第4条 第1項 第2号 適正な規模の条件

通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること

- 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日 文部科学省）

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

(2) 加茂市の考え方

これまで安心安全な通学を図るため、加茂市では市内の広域にスクールバスを運行してきた実績があります。国の基準を踏まえつつ、山間部等の地理的状況や冬期の気象状況等を考慮し、子どもたちの負担をできる限り軽減できる工夫が必要です。

〔原則〕

通学距離（片道）：小学校 概ね4km以内、中学校 概ね6km以内

通学時間（片道）：小・中学校とも概ね1時間以内

第4章 加茂市における望ましい教育環境の実現に向けた方策

4-1 小中学校の適正規模・適正配置を実現するための方策

■ 適正規模を実現する手法の検討

学校規模の適正化を図るための主な手法として、通学区域の見直し、教育課程特例校等^{*7}の導入、学校の統合といった方策が考えられます。

(1) 通学区域の見直し

通学の利便性・安全性を考慮した通学区域の見直しは必要に応じて検討すべきです。しかし、児童生徒数が減少している今日的な状況において、適正化の手法として有効性が問われます。また、大幅な通学区域の見直しは子どもたちや保護者に戸惑いを与える可能性があるほか、これまで培ってきた地域コミュニティを分断してしまう可能性があることを踏まえた検討が求められます。

(2) 教育課程特例校等の導入

加茂市独自の教育を検討することは重要であり、学校が特性を持つことも適正化を図る手法となります。具体的には、教育課程特例校等の制度を導入することが挙げられますが、「持続可能性」が課題であることを踏まえた慎重な検討が求められます。

(3) 学校の統合

児童生徒数の減少が続くと予想される状況では、学校を統合して集約することにより、児童生徒数を確保することが適正化を図る手法と考えますが、地域の実情に配慮した慎重な検討が求められます。

■ 適正規模・適正配置の進め方

加茂市における小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、次のとおり、適正規模・適正配置の実現を段階的に進める必要があると考えます。

(1) 小規模中学校の課題を解消

中学校においては、全5校が小規模校です。この状況では、進級時のクラス替えが行いにくくなり、全教科の免許所有教員の配置や主要5教科における教員を複数配置することに困難を来します。このため、早急に中学校の適正規模の実現に向けた検討を行う必要があります。

(2) 小学校における複式学級の課題解消と小規模小学校の課題解消

小学校においては、複式学級の課題解消に向けた検討が必要です。また、更なる児童数の減少、校舎の老朽化を踏まえ、望ましい規模の実現に向けた検討を行う必要があります。

■ 適正規模・適正配置を実現するに当たり考慮すること

(1) 地域との協働

国の施策でもあるコミュニティ・スクール^{※8}の導入の意図はもとより、学校は地域のシンボルであり、災害時の避難所等といった機能も有しています。実際、加茂市の小学校には、放課後児童クラブも開設しており、学びの場としてだけでなく、福祉的な機能も有しているとも言えます。

したがって、他の市町村での先行実施例もある公民館等との複合化による「地域と一体となった学校教育」の充実、「地域から見える学校づくり」の推進も視野に入れる必要があります。

学校と地域は密接な関係にあることは、今後も重要なことです。したがって、適正規模・適正配置の実現に当たっては、地域の実情に十分配慮し、積極的に情報を提供しながら地域と協議を重ね、合意の下で進める必要があります。

(2) 子どもの教育環境・通学の安全

加茂市の小中学校校舎及び給食調理場の老朽化が目立っており、耐震化率は全国でも最低レベルとなっています。子どもたちが安心安全な学校生活を送ることができるよう、早急な改善を求めるとともに、新築、改築、大規模改修を積極的に検討する必要があります。

また、適正配置に伴い通学区域が広がる場合は、セーフティ・スタッフの配置を含む地域との連携、スクールバスの運行、さらには市民バスなどを含む公共交通機関と連携し、安心安全な通学を確保する必要があります。

※7 「教育課程特例校（-等）」

学校または地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度（学校教育法施行規則第55条の2）。総合的な学習の時間や教科の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科を設置することができる。主な取り組みとしては、小学校低学年からの早期または独自の英語教育（新教科「国際科」）、既存教科を英語で実施（イマージョン教育）、ふるさとや郷土に関する取り組み（新教科「栗原ふるさと科」（宮城県））、特定テーマに関する取り組み（新教科「日本語」）がある。指定機関数：207件、指定学校数：1,768校（R3.4.1現在）。

なお、本答申における「教育課程特例校等」の「等」は、小中一貫教育（小学校6年間と中学校3年間の接続の円滑化を図り、9年間を通じて系統的な教育課程を編成する教育体系。義務教育の枠組みを自治体の判断で「4・3・2制」や「5・4制」など柔軟に対応できる。）及び小規模特認校制度（学校選択制の一種であり、特色ある学校運営を進める小規模校において、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度。）のほか、学習指導要領等によらない教育課程編成を認める制度（例：義務教育学校、研究開発校等）全般を指すものとしている。

※8 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともににある学校」への転換を図るために仕組みがあり、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一緒にして特色ある学校づくりを進めていくことができるとしている。地方教育行政の組織及び運営に関する法第47条の5に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つがある。全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数：10,485校 導入率：37.3%（R3.5.1現在）。

第5章 加茂市における望ましい教育環境の実現を進めるに当たって 【付帯意見】

5-1 今後の学校教育に必要なこと

■ 学びの環境整備

- ・ I C T^{※9}を積極的に活用することにより、多様な価値観に触れ合うこととともに、探求的な学びを開すること。
- ・ インクルーシブ教育^{※10}に対応した、子ども一人一人の教育的ニーズに適用する仕組みづくり、特別な支援が必要な子どもたちへの合理的な配慮に努めること。
- ・ 適正規模校になったとしても、小規模校の良さを生かすことができる体制づくりを検討すること。

■ 地域との連携・ふるさとを愛する教育活動の展開

- ・ 地域の声を取り入れ、地域の力を学校運営に生かすため、全小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていくこと。
- ・ 全小中学校の児童生徒に対して、加茂市を教材として社会を知るとともに、地域と協働し、加茂市の未来づくりを考える契機と「ふるさと愛」を生かした体験を取り入れた教育活動を教育課程の編成に位置付けていくこと。

■ 部活動の在り方

- ・ 部活動の安定した運営のために、複数の中学校が合同で活動しやすい環境づくり、外部指導者の導入、総合型地域スポーツクラブへの移行等を検討すること。

5-2 学校施設整備に向けて

■ 校舎等の新築・改築・大規模改修

- ・ 校舎等の大半が老朽化しているため、新築、改築、大規模改修を積極的に検討し、バリアフリー、トイレの充実などインクルーシブ教育に対応することは勿論、放課後児童クラブ、教育支援センター、公民館などとの複合化による「子育ての拠点」という視点、今後の I C T 教育に対応可能かつ「通いたい・通わせたい学校」という視点を持つこと。
- ・ 給食調理場の老朽化も顕著であるため、学校を新築する際は、食物アレルギーに対応した給食を提供できる施設・体制づくりに努めること。

■ 防災の拠点

- ・ 学校は災害避難所としての機能を有しているため、平時から災害時の備えを講じておくこと。
- ・ 学校を新築する際は、大規模な防災センターとしての役割も担う施設であるという視点を持つこと。

■ 統合後の学校施設の活用

- ・小中学校の統合を進める場合、未耐震や著しく劣化が進んだ校舎等は取り壊しも含めて検討する必要があるが、学校は地域活動の拠点でもあることから、地域と協議を重ね、有効な活用方法を探ること。

【参考】

加茂市のより良い教育環境の創造と実現に向け、検討委員会で話し合った内容についてまとめたものが「資料9 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会における話し合いのまとめ」(35ページ)です。本章理解の参考としてください。

※9 「ICT (-教育)」

「Information and Communication Technology」(情報通信技術)。ICT教育とは「教育のデジタル化」であり、タブレットや電子黒板、インターネットを活用した教育。タブレットを使ってインターネットで調べ学習する、発表資料を一瞬でクラス全員のタブレットに共有する、A I教材で個々のレベルにあった学習に取り組むなどの方法がある。

※10 「インクルーシブ教育」

障害者の権利に関する条約24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性も尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(引用：文部科学省ホームページ「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進（報告）」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm

資料編

- 資料1 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱
- 資料2 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿
- 資料3 質問書（写）
- 資料4 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会 開催経過・審議内容
- 資料5 小中学校配置図
- 資料6 令和4年度 教職員配当基準（新潟県）
- 資料7 加茂市におけるスクールバスの利用状況
- 資料8 令和4年度 加茂市学校教育の重点
- 資料9 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会における話し合いのまとめ

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 加茂市立学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、加茂市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び教育長に提言する。

- (1) 加茂市立小中学校の適正規模・適正配置（統廃合・校区の見直し等）に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了する日までの間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、検討委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会に諮り、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿

(敬称略)

No.	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	遠藤 英和 【会長】	新潟大学大学院教育実践開発専攻(教職大学院) 特任教授	
2	学識経験者	滝沢 茂秋	加茂市議会議長	
3	地域関係者	中村 幸一	七谷地区区長会長(上高柳区長)	
4	地域関係者	中山 勇	加茂地区区長会長(新栄町区長)	
5	地域関係者	皆川 輝一	下条地区区長会長(横江区長)	
6	地域関係者	土田 秀男	須田地区区長会長(後須田第3区長)	
7	学校関係者	柏森 耕太郎【副会長】	小学校長会(加茂小校長)	R4.3.31退任
8	学校関係者	小畠 一二美	小学校長会(加茂小校長)	R4.4.1就任
9	学校関係者	平野 政幸 【副会長】	中学校長会(葵中校長)	R4.4.1~副会長
10	保護者	阿部 奈穂子	未就学児保護者(本量寺こども園保護者会)	
11	保護者	亀山 弘子	小学校PTA(加茂小PTA)	
12	保護者	茂野 芳子	中学校PTA(七谷中PTA)	
13	保護者	中林 利恵	小学校PTA(下条小PTA)	
14	保護者	樋口 明宏	中学校PTA(須田中PTA)	
15	その他	市村 正子	加茂市民生児童委員協議会副会長 (八幡3丁目民生委員)	
16	その他	高畠 結城子	加茂市商工会議所事務局長	
17	その他	目黒 悅子	加茂市役所商工観光課課長補佐	
18	その他	小出 浩輔	公募	
19	その他	笹川 裕子	公募	
	その他	松原 啓	公募	



教庶第 144 号
令和 3 年 8 月 5 日

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会
会長 様

加茂市教育委員会
教育長 山川 雅巳

諮問書

加茂市立小中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

- 1 加茂市立の小学校及び中学校の望ましい教育環境に関する基本的な考え方と教育環境実現に向けた方策

諮問理由

全国的な少子化が進む中、小中学校の児童生徒数の減少により、学校規模(学級数及び学級人数)の小規模化が進んでいる。全国の多くの自治体では、すでに学校規模・適正配置についての検討がなされている。

加茂市でも少子化に起因する児童数の減少及び学校の小規模化は顕著となっている。また、昭和 40 年代から 50 年代に建設された築 40 年を越えた校舎が多く、老朽化が進んでおり、将来を見据えた学校環境のあり方が喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、今後の児童生徒にとっての望ましい教育環境のあり方や学校における教育環境の基本的方向性、また、その実現に向けた具体的方策等について、貴委員会に検討いただきたく諮問します。

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会開催経過・審議内容



R3. 8. 5 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会発足

第1回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【実態の説明】

- ・児童生徒数の減
- ・学級数の減
- ・複式学級の発生
- ・部活動
- ・施設の老朽化

R3. 10. 7 第2回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会【市内小中学校視察】(1日目)

R3. 11. 25 第2回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会【市内小中学校視察】(2日目)

【課題の把握】

- ・施設、設備の実際
- ・タブレット活用開始
- ・小規模校の実際

R4. 2. 10 第3回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【課題の確認】

- ・学校規模
- ・複式学級
- ・教職員の配当
- ・部活動
- ・スクールバス
- ・施設修繕、改築

R4. 4. 26 第4回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【他市の取組を学ぶ】

- ・コミュニティ・スクール
- ・特例校
- ・小中一貫
- ・統合後の校舎
- ・他施設との複合化

R4. 5. 17 行政視察(埼玉県志木市)【事務局職員による視察】

【県外先進地の視察】

- ・埼玉県志木市立志木市小学校等:公民館、図書館、小学校の複合施設→「学社融合」

R4. 5. 30 第5回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会【県内小中学校視察】

【県内先進地の視察】

- ・長岡市立東中学校:避難所との融合、コミュニティ・スクール、教科教室型方式
- ・三条市立嵐南小学校、第一中学校:小中一貫教育、コミュニティ・スクール

R4. 6. 29 第6回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【グループワーク】

- ・「10年後の教育環境、学校施設は?」

R4. 7. 29 第7回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会【県内小中学校視察】

中止

【先進地の視察】

- ・湯沢町立湯沢学園:幼小中一貫教育

R4. 8. 29 第7回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【グループワーク】

- ・学校規模
- ・教育内容
- ・校舎

R4. 9. 22 先進地視察

【県外先進地の視察】

- ・埼玉県吉川市立美南小学校:「文教施設と高齢者施設との複合化」
- ・小学校、子育て支援センター、学童保育、老人福祉施設の複合施設

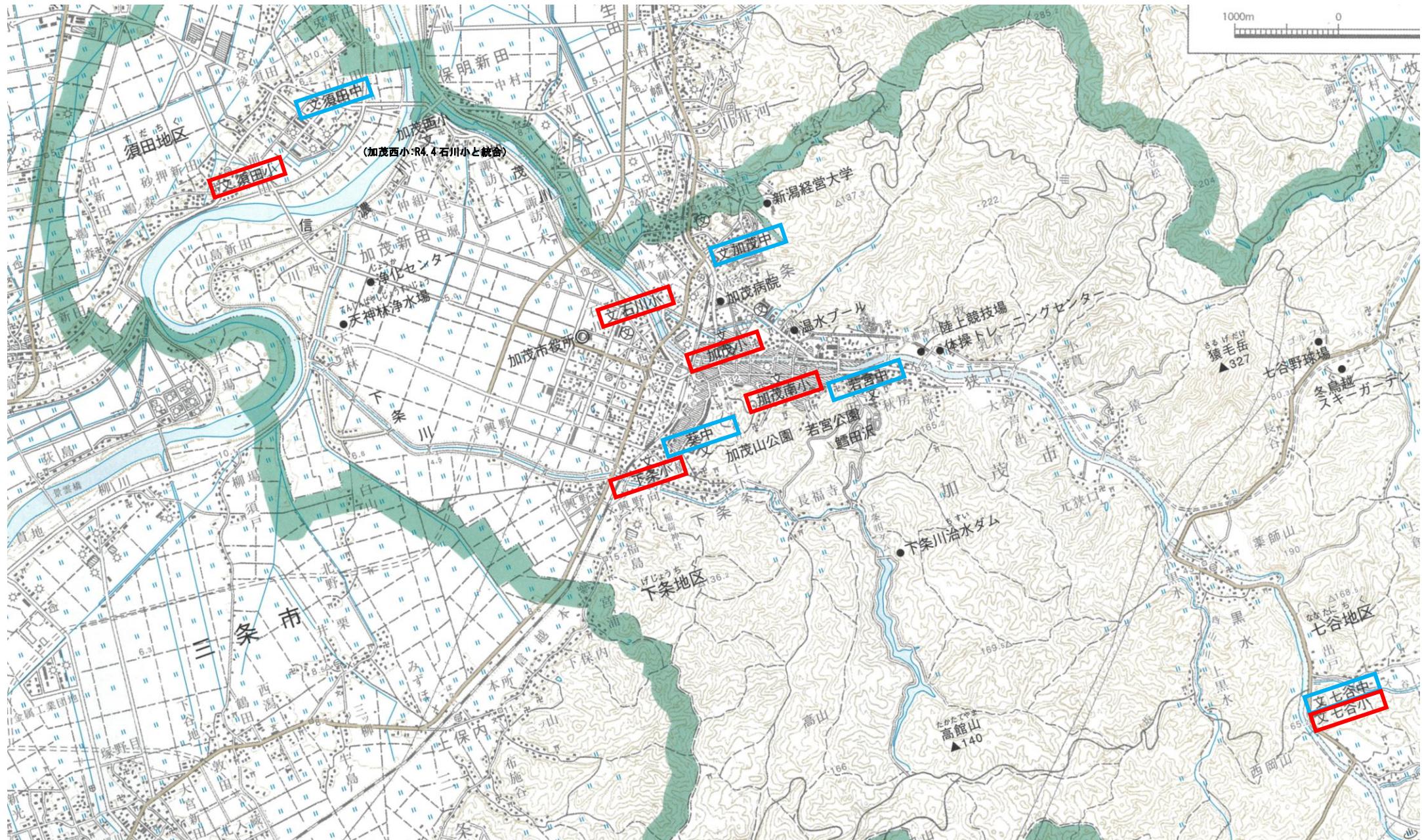
R4. 9. 30 第8回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【答申案の吟味】

R4. 11. 10 第9回加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

【答申】

小中学校配置図



(令和4年4月1日現在)

令和4年度 教職員配当基準 (新潟県)

※ 校長・教頭・教諭

学級数	小学校			中学校			
	一般配当数	R3	R9 講算	一般配当数	R3	R9 講算	R15 講算
1 学級	2 人			4 人			
2 学級	3 人			6 人			七谷中
3 学級	5 人		七谷小	8 人	七谷中 若宮中 須田中	七谷中 若宮中 須田中	若宮中 須田中
4 学級	6 人	七谷小		9 人			
5 学級	7 人			10 人			加茂中
6 学級	8 人	南小 須田小	南小 須田小 加茂小 下条小	11 人	加茂中	加茂中	葵中
7 学級	10 人			13 人	葵中	葵中	
8 学級	11 人	加茂小		15 人			
9 学級	12 人	下条小	石川小	16 人			
10 学級	13 人			18 人			
11 学級	14 人			20 人			
12 学級	15 人	石川小		21 人			
13 学級	16 人			22 人			
14 学級	17 人			23 人			
15 学級	18 人		法令等から見た適正規模の範囲				
16 学級	19 人			26 人			
17 学級	20 人			28 人			
18 学級	21 人			30 人			

資料：加茂市教育委員会（R4.2 作成）

加茂市におけるスクールバスの利用状況

R4.1現在

学校名	バス利用者数/ 利用率	バス稼働（延） 台数	備考
加茂小学校	107 54.8%	4	市直営
加茂南小学校	50 29.7%	3	市直営
下条小学校	76 37.6%	5	市直営
加茂西小学校	36 90.0%	1	西小運行協議会 R4.4～石川小へ統合
七谷小学校	53 100.0%	5	七谷運行協議会
須田小学校	67 85.9%	2	須田運行協議会
石川小学校	82 32.2%	3	市直営
加茂中学校	84 50.3%	4	市直営・西学区運行協議会
葵中学校	36 19.2%	3	市直営
七谷中学校	36 97.3%	5	市直営
若宮中学校	10 11.9%	1	市直営
須田中学校	28 58.3%	1	須田運行協議会
計	665 43.4%	通常学級用 : 26台 特別支援学級用 : 4台	

※通常学級用バスは全 26 台で 12 校を運行。

(原則、バスは学校区内を運行するが、1 台のバスが複数校を担当する場合もあり。)

※特別支援学級用バスは全 4 台で市内全域を担当。

資料：加茂市教育委員会（R4.2 作成）

目指す子どもの姿

自ら考え 心豊かで たくましく生きる ふるさと加茂を愛する子ども

笑顔あふれるまち 加茂
 「加茂市教育大綱」の基本方針
 • 北越の小京都加茂市の伝統・文化と豊かな自然環境を生かし、豊かな人間形成を図ります
 • すべての子どもたちが安心して学べる教育環境を整えます
 • だれもが一生涯を通じて自己を高めることができる学習環境を整備します

確かな学力

- 学校 学ぶ意欲を高め、学力の向上を目指します。
- 家庭 家庭での学習環境を整え、励まします。

「自ら考え」に込める姿	本質を問い合わせ、深く考え、自分の言葉で表す	興味・関心をもつ	主体的に取り組む
「豊かな心」に込める姿	相手を思いやる	命を大切にする	感動する
「たくましく生きる」に込める姿	主体的に取り組む	協力してやり遂げる	あきらめずに挑戦する

目指す子どもの姿に迫る 4 つの柱

豊かな心

- 学校 かかわりや体験を大切にし、自己肯定感、自己有用感を育みます。
- 家庭 あいさつ、感謝、助け合いなど社会性を育みます。

健やかな体

- 学校 運動への興味を高め、体力の向上を目指します。
- 家庭 食事、睡眠、メディア使用などよりよい生活習慣づくりに努めます。

ふるさと加茂を愛する

人材の育成

- 学校 ふるさとを誇りにもち、ふるさとを愛する人材の育成を目指します。
- 家庭 家庭生活の楽しさを大切にし、子どもの夢や希望を応援します。

家庭・地域との連携

- ・子どもの安全を守ります
- ・元気なあいさつをします
- ・望ましい食習慣を身に付けます
- ・健康な体をつくります



「包括連携協定」に基づく大学との連携

- 地域社会の発展と人材の育成
- 観光、教育、まちづくり



授業改善

- ◎「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を基軸に、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、授業改善を実践します。
- ◎指導と評価の一体化を図り、児童生徒の資質・能力を確実に育成します。

特別支援教育

- ◎児童生徒、保護者との合意形成を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を充実します。
- ◎教職員の情報共有、行動連携を図り、全校体制で特別支援教育の推進に努めます。

道徳教育

- ◎よりよく生きるためにの基礎となる道徳性を養うために、家庭や地域、中学校区の連携を深め、ねらいに即した多様な指導方法を取り入れた「考え方、議論する道徳」を推進します。

人権教育、同和教育

- ◎人間関係づくりに努め、差別を許さず、互いを認め、支え合う児童生徒を育成します。
- ◎全教育活動を通じて、人権教育、同和教育を積極的に推進します。

外国語教育、国際理解教育

- ◎豊かなコミュニケーション能力、グローバルな視点をもつ児童生徒を育成します。
- ◎外国語文化圏の人との交流活動、外国文化の直接体験等を通して、国際理解の精神を育成します。

体育・健康

- ◎体力の向上や健康の保持増進のために、運動習慣を育成し、運動が好きな児童生徒を育てます。
- ◎食事や睡眠、メディアとのかかわり等について、規則正しい生活習慣を育成します。

キャリア教育

- ◎地域の人材や施設、自然、産業、特産品等を学び、ふるさと加茂を愛する児童生徒を育成します。
- ◎夢や希望をもち、その実現に向けて取り組む児童生徒を育成します。

生徒指導

- ◎集団や社会におけるよりよい人間関係を形成することができるように、いじめの未然防止等に努めます。
- ◎不安や悩みを解消し、安心した心持ちで活動できる教育環境をつくります。

4つの努力事項

情 報 教 育

- ◎各教科等におけるタブレット端末や電子黒板等のICT機器の積極的な活用による授業改善、情報活用能力の向上と情報を適切に扱う情報モラルの向上に努めます。

幼保小中連携

- ◎幼保小中の切れ目ない連携・協働をとおして、子どもの発達と学びを支え、社会性の育成や生活習慣の確立に努めます。

防 災 教 育

- ◎家庭や地域と連携し、教育活動全体を通じて、自然災害等の危険から自らの命を守り抜く主体的な行動力の育成に努めます。

環 境 教 育

- ◎自然の大切さを知り、身近な環境の保全やよりよい環境の創造に貢献できる実践的な態度や資質・能力の育成に努めます。



加茂市の地域社会が求める学校像の姿

地域の中心となり 安全安心で 子育ての拠点となる学校

学校を中心
に
地域活性化

安心安全
防災の拠点

子育ての拠点

持続可能な
適正規模の学校

地域に見守られている
コミュニティー・スクール
地域連携協働活動
加茂学

子どもの成長が見える
学校行事・地域行事への参画
地域清掃 ボランティア活動
地域の祭り 運動会 文化祭

立地条件
新築校舎
複合化
保育園・幼稚園・
児童クラブ・
教育支援センター

防災センター機能
大駐車場
体育館に冷暖房
避難所

施設の共用
グラウンド
各特別教室（調理室・
音楽室・工作室等）
コンパクト

自然環境の活用

人 的 環 境

地域人材
コミュニティー・スクール
人材バンク
部活動の指導者
体験活動への支援

教員
各教科担任がいる
市費職員の充実
不登校対応

子どもの人数
人間関係づくり
対話の充実
グループ活動



物 的 環 境

立地条件
新築校舎
複合化
公民館・図書館・
プール・体育館・
福祉施設

校舎・校地
教室数
他施設との共用

教室・設備
インクルーシブ教育への対応
使いやすい教室
設備の充実
バリアフリー トイレ
スクールバス 給食センター
I C T …オンライン サテライト



学びに向かう力
主体的・対話的な学習
確かな学力

社会性・協働性
コミュニケーション
豊かな心

自己調整力
部活動
健やかな体

ふるさと愛
誇り
人材育成

自ら考え 心豊かで たくましく生きる ふるさと加茂を愛する子ども

加茂市の学校教育が目指す子どもの姿

(R4.8 作成)

加茂市原油価格等高騰対策事業補助金【第2弾】

原油価格等の高騰の影響を受ける市内中小企業者等を支援するため、負担した燃料費及び電気料金、ガス料金の高騰分に対して補助します。

【補助対象者】

次の①～⑥のすべてを満たす方。ただし、農業者は対象外とし、医療法人は対象とします。

- ① 加茂市内に本社又は事業所を有する中小企業者等
- ② 令和3年7月1日時点で市内で事業を行っており、今後も事業を継続する意思がある方
- ③ 同一年度内で他の同様の支援制度（新潟県燃料油価格高騰等対策支援金を除く）を受けていないこと。
- ④ 主たる業種が燃料小売業でないこと。
- ⑤ 市税等（水道料金、下水道使用料を含む）を完納していること。
- ⑥ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

【補助対象経費】

燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油、オートガス）及び電気料金、ガス料金

※ 補助対象期間：令和4年7月～9月の3か月間

※ 市内にある事業所や工場等で発生した経費に限ります。

※ 個人事業主の場合、事業用に係る経費に限ります。

※ 消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です。

【補助金の額】

1事業者につき、**最大100万円**（1回限り）

※ 以下のとおりに算出した補助対象経費の合計額の10分の10（千円未満切り捨て）

※ 市内に複数の事業所等を有する場合は、すべての事業所等に係る補助対象経費を合算した上で申請してください。

① 燃料費

補助対象期間中の対象油種ごとの「購入量（㎘）×燃料価格上昇額」の合計額

燃料価格上昇額（1㎘当たり）

ガソリン16円、灯油18円、軽油16円、重油12円、
オートガス27円

② 電気料金、ガス料金

「補助対象期間中の合計負担額」から「前年同時期の合計負担額」を差し引いた額

【申請書類】

- ① 加茂市原油価格等高騰対策事業補助金（第2弾）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - ② 補助対象経費算出表（別紙1）
 - ③ 補助対象経費積算表（別紙2）
 - ④ 補助対象経費がわかる請求書又は領収書等の写し
 - ⑤ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し
- ※ 前回の補助金（令和4年4月～6月対象分）を申請済みで、その際の口座に振り込まれることに同意する方は省略できます。

【申請期間】

令和4年11月22日（火）から令和4年12月23日（金）まで

- ※ 直接商工観光課の窓口へ提出するか、郵送で提出してください。
- ※ 窓口では申請内容の確認は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 郵送の場合、当日消印有効です。

【よくあるご質問】

Q：燃料費はどの油種が補助対象になりますか？

A：ガソリン、灯油、軽油、重油、オートガスの5油種に限ります。それ以外は対象にならないませんので、ご注意ください。

Q：補助対象期間中の燃料費の購入量とは何を指しますか？

A：令和4年7月～9月の3か月間のうちに給油・納品された燃料油量です。必ずしも、期間中に支払っているかは問いませんので、ご注意ください。

Q：補助対象期間中の電気料金、ガス料金の合計負担額とは何を指しますか？

A：「令和4年7月分」のように示された電気料金、ガス料金の合計額（税別）です。必ずしも、期間中に支払っているかは問いませんので、ご注意ください。

Q：補助対象経費を計算すると、1,500円でしたが、補助対象になりますか？

A：補助対象です。なお、千円未満の端数は切り捨てますので、申請額は1,000円です。また、999円以下になると補助対象外になりますので、ご注意ください。

Q：添付書類（請求書等）は原本が必要ですか？

A：コピーで構いません。事前にコピーの上、ご提出をお願いします。

【申請先・お問い合わせ先】

加茂市商工観光課 商工振興係

〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号

TEL：0256-52-0080（内線132・133） FAX：0256-53-4676

E-mail：syoko@city.kamo.niigata.jp

市ホームページは
こちらから



加茂市障害福祉事業原油価格等高騰対策事業

原油価格・物価高騰の影響を受けている障害支援施設や障害福祉サービス事業所のサービスの質の確保、事業継続のため、燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び公共料金（ガス料金、電気料金）の負担増加分に対して補助金を交付します。

○ 補助対象者

- ① 市内に住所を有する障害福祉事業所。
- ② 同一年度内で他の同様の支援制度による補助等を受けていないこと。
- ③ 今後も事業を継続する意思があり、今年度中に休止又は廃止を予定していない障害福祉事業所。
- ④ 市税等の滞納がない者であること。
- ⑤ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

○ 補助の対象経費と補助金の額

【申請区分1】令和3年7月1日時点で事業を行っている事業所の場合

- ・燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び公共料金（ガス料金、電気料金）。
- ・令和4年7月から9月の3か月間に負担した対象経費から前年同期の負担額を差し引いた額（千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）。
- ・上限100万円。
- ・1つの施設で複数の障害福祉サービスを提供している場合は、合算して1事業所とします。
- ・居宅介護事業所等で介護保険サービスを一体的に提供している場合は、合算して1事業所とします。

【申請区分2】令和3年7月2日以降に事業を開始した新規事業所の場合

- ・補助対象の障害福祉事業所において使用する車両の燃料費（所有台数に応じて補助）。
- ・車両1台あたり2万円。

○ 申請書類

【申請区分1】令和3年7月1日時点で事業を行っている事業所の場合

- ① 加茂市障害福祉事業原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 補助金対象経費算出表（別紙1）
- ③ 補助金対象経費が分かる請求書及び領収書等の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し

【申請区分2】令和3年7月2日以降に事業を開始した新規事業所の場合

- ① 加茂市障害福祉事業原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
- ② 補助金対象経費算出表（別紙2）
- ③ 自動車検査証の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し

○ 申請期間

令和4年11月22日（火）から令和4年12月23日（金）まで

◎申請先・お問合せ先：加茂市健康福祉課 障がい支援係

〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号

TEL：0256-52-0080（内線174・177） FAX：0256-52-0285

e-mail：fukushi@city.kamo.niigata.jp

加茂市介護事業原油価格等高騰対策事業

原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所のサービスの質の確保、事業継続のため、燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び公共料金（ガス料金、電気料金）の負担増加分に対し補助金を交付します。

○ 補助対象者

- ① 市内に住所を有する介護保険サービス事業所。
- ② 同一年度内で他の同様の支援制度による補助等を受けていないこと。
- ③ 今後も事業を継続する意思があり、今年度中に休止又は廃止を予定していない介護サービス事業所。
- ④ 市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

○ 補助の対象経費と補助金の額

【申請区分1】令和3年7月1日時点で事業を行っている事業所の場合

- ・燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油等）及び公共料金（ガス料金、電気料金）。
- ・和4年7月から9月の3か月間に負担した対象経費から前年同期の負担額を差し引いた額。（千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）。
- ・上限100万円。
- ・1つの施設で複数の介護サービスを提供している場合は、合算して1事業所とします。
- ・訪問介護等で障害サービスを一体的に提供している場合は、合算して1事業所とします。

【申請区分2】令和3年7月2日以降に事業を開始した新規事業所の場合

- ・補助対象の介護サービス事業所において使用する車両の燃料費（所有台数に応じて補助）。
- ・車両1台あたり2万円。

○ 申請書類

【申請区分1】令和3年7月1日時点で事業を行っている事業所の場合

- ① 加茂市介護事業原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 補助金対象経費算出表（別紙1）
- ③ 補助金対象経費が分かる請求書及び領収書等の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し

【申請区分2】令和3年7月2日以降に事業を開始した新規事業所の場合

- ① 加茂市介護事業原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
- ② 補助金対象経費算出表（別紙2）
- ③ 自動車検査証の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳を開いた箇所等の写し

○ 申請期間

令和4年11月22日（火）から令和4年12月23日（金）まで

◎申請先・お問合せ先：加茂市介護・看護支援センター 介護保険係
 〒959-1312 加茂市石川2丁目2473番地1
 TEL：0256-41-4032 FAX：0256-53-3003
 e-mail：kaigo@city.kamo.niigata.jp